第５次御殿場市地域福祉計画
（案）

御殿場市

目　　次

Ⅰ　総論 1

第１章　計画策定にあたって 1

1　地域福祉とは 1
2　計画策定の趣旨 2
3　計画の位置づけ 3
4　SDGs との関連 7
5　計画期間 8
6　計画の策定体制 8

第２章　御殿場市の現状 9

1　人口等の状況 9
2　アンケート結果からみた現状 18
3　本市の課題 36

第３章　計画の基本的な考え方 37

1　基本理念 37
2　基本目標 38
3　計画の体系図 39

Ⅱ　地域福祉計画 41

第１章　共生の意識づくり 43

1　きずなを深める地域福祉の醸成 43
2　多様な世代への福祉教育の充実 44

第２章　支え合い・助け合いの地域づくり 46

1　地域のつながりの強化 46
2　地域活動への主体的な参加の促進 47
3　地域で支え合うネットワークづくり 48
4　専門的な活動のできる人材の確保 50

第３章　地域における福祉の環境づくり 52

1　住みやすいまちづくり 52
2　防災・防犯の地域づくりの推進 53
3　要配慮者への支援の充実 54
4　地域に合った取組の推進 55

第４章　地域の福祉を支える仕組みづくり 57
1　相談支援体制の強化 57
2　情報提供体制の整備 58
3　地域のニーズに応じたサービスの提供 60
4　セーフティーネットの整備 61
5　福祉ネットワークの充実 63
第５章　再犯防止推進計画 64
1　趣旨 64
2　現状 65
3　基本方針 66
第６章　計画の推進体制 69
1　市民・関係団体等と連携した推進 69
2　社会福祉協議会との連携の強化 69
3　庁内の推進体制 69
4　計画の評価・検証 70

コラム１　「地域共生社会」ってどんな社会？ 2
コラム２　第五次御殿場市総合計画 ― まちづくりの方向性を示す計画 5
コラム３　社会福祉協議会 ― 地域の「支え合い」を支える組織 6
コラム４　民生委員・児童委員 ― 地域と支援をつなぐ身近な相談相手 31
コラム５　ウェルビーイング ― 一人ひとりの「よりよく生きる」を地域で支える .. 37
コラム６　身寄りのいない高齢者等への支援 ― 家族だけに頼らない支援のあり方..... 47
コラム７　「アウトリーチ」と「伴走型支援」 ― 待つ支援から、つながる支援へ 56
コラム８　「権利擁護」と「意思決定支援」 ― 自分のことを自分で決めるために..... 60

Ⅰ　総論

第１章　計画策定にあたって

1　地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者や障害者、子どもなど特定の人を対象とするものではなく、地域に暮らすすべての人が互いに支え合い、安心して自分らしく暮らし続けることのできる地域社会を実現するための取組です。

近年は、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。さらに、生活困窮、ひきこもり、８０５０問題、ヤングケアラー、ダブルケア、孤独・孤立など、地域における生活課題は複雑化・複合化しており、個人や家族だけでは解決が困難なケースも増加しています。

こうした課題に対応するためには、制度や分野の枠組みを超えて支援を行うとともに、地域に暮らすすべての人が地域社会の一員としてつながりを持ち、それぞれの役割を担いながら支え合う「地域共生社会」の実現が重要です。そのためには、地域住民や関係機関、事業者、行政など、多様な主体が連携しながら地域課題の解決に取り組むことが重要です。

また、住民一人ひとりや家族が自らできることに取り組む「自助」、地域住民や地域団体による見守りや支え合いなどの「互助」、医療や年金、介護保険など被保険者による相互の負担で成り立っている「共助」、「自助」「互助」「共助」で対応できないことに対して行政が実施するサービスや施策である「公助」が、それぞれの役割を果たしながら連携することにより、地域福祉は実現されます。

地域福祉の推進にあたっては、支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげる相談支援体制の充実を図るとともに、誰もが地域活動や社会参加の機会を持ち、必要なときには支援を受けることができる環境を整えていくことが求められます。地域に暮らすすべての人が「支える側」と「支えられる側」という固定的な関係を超え、それぞれの力を生かしながら共に支え合う地域づくりを進めることが、これからの地域福祉の重要な役割となっています。



自助…個人や家庭による自助努力

一人ひとりの取組、家庭での話し合い、
ボランティア活動への参加、生きがいづくり
健康づくり、福祉に関する学習　など

互助…地域における助け合いや支え合い・地域活動・ボランティア

隣近所や友人・知人との助け合いや支え合い、
見守り活動・福祉活動・ボランティア活動の推進
など

共助…制度でのサポート

介護保険等の社会保険制度及びサービス

公助…公的な制度としての保健、福祉、その他の関連する施策の実施

高齢者福祉事業等、生活保護、人権擁護・虐待対策

2　計画策定の趣旨

近年の全国的な少子高齢化や人口減少が進行する中、家族構成や就業形態、地域コミュニティのあり方が大きく変化し、住民一人ひとりが抱える生活課題は多様化しています。また、課題が複合化するケースも増加しており、従来の制度や支援体制では十分に対応できない状況が生じています。

加えて、近年の物価高騰や雇用環境の変化は、生活不安や経済的不安を拡大させています。さらに、頻発化・激甚化する自然災害への備えや災害時要配慮者への支援、外国人住民の増加への対応など、地域福祉を取り巻く課題はますます複雑化しています。こうした課題は個別の制度だけでは解決が難しく、分野横断的かつ包括的な支援が求められています。

こうした状況から国は、平成29年の社会福祉法改正において「地域共生社会」の実現を基本理念として位置づけ、令和２年の社会福祉法改正において「重層的支援体制整備事業」の創設を打ち出しました。

静岡県では「静岡県地域福祉支援計画」に基づき、包括的な相談支援体制の充実、多機関協働による支援ネットワークの構築、住民主体の支え合い活動の促進、災害時要配慮者支援の強化などを重点的に進め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。また、制度や分野の枠組みを超えて地域課題へ対応する体制づくりを進めるとともに、市町や社会福祉協議会、福祉関係機関等との連携強化を図っています。

本市においても、平成18年10月の「第１次御殿場市地域福祉計画」（平成18～22年度）の策定から計画の見直しを重ね、地域福祉の推進を図ってきました。また、御殿場市社会福祉協議会でも、平成11年３月の「第１次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」策定以降、市地域福祉計画をはじめとする関連計画との連携を図りつつ、住民との協働により地域福祉の充実に取り組んできました。

令和９年３月をもって両計画の計画期間が満了することから、前計画を継承しつつ、「第５次御殿場市地域福祉計画・第６次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」及び「再犯防止推進計画」を一体的に策定し、地域において地域住民等の主体的な活動が円滑に行われるよう、「地域共生社会」の実現を目指します。

コラム１　「地域共生社会」ってどんな社会？

「地域共生社会」とは、高齢者、障害者、子どもなど、制度や分野ごとに支援するだけでなく、地域に暮らすすべての人が、世代や立場を超えてつながり、支え合いながら暮らすことのできる社会です。

地域には、支援を必要とする人と支援する人が別々に存在するわけではありません。誰もが時には支え手となり、また、生活の中で困りごとを抱えたときには支援を受ける側にもなります。そのため、「支える側」「支えられる側」という関係を固定せず、一人ひとりが地域の一員として役割や生きがいを持つことが大切です。

住民や地域団体、福祉事業者、企業、学校、行政など、多様な主体がそれぞれの力を生かし、人と人、人と地域の資源がつながることで、誰もが孤立することなく、自分らしく安心して暮らし続けられる地域をともにつくっていくことが「地域共生社会」の考え方です。

3　計画の位置づけ

御殿場市地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、御殿場市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、「第五次御殿場市総合計画」を上位計画とし、本市の目指す将来像を地域福祉の分野から実現するための計画です。

なお、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけ、地域生活課題に関連する市の計画との整合を図ります。

今回の計画では、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」による「地域再犯防止推進計画」も一体的に策定しました。

（社会福祉法より抜粋）

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

六　地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（再犯の防止等の推進に関する法律より抜粋）

第八条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画（アクションプラン）です。

その内容は、高齢者や障害のある方を対象とした福祉サービス事業、ボランティア活動の振興など、住民が地域でいきいきと安心して生活をするための活動や地域福祉の事業の主要な担い手づくりや地域福祉推進委員会の役割、特に各地域がそれぞれの課題を発見して解決していく、自主的、自発的な行動を推進するものです。

地域福祉計画と一体的に策定し、その内容を共有し相互に連携を図りながら進めます。

（社会福祉法より抜粋）

第百九条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

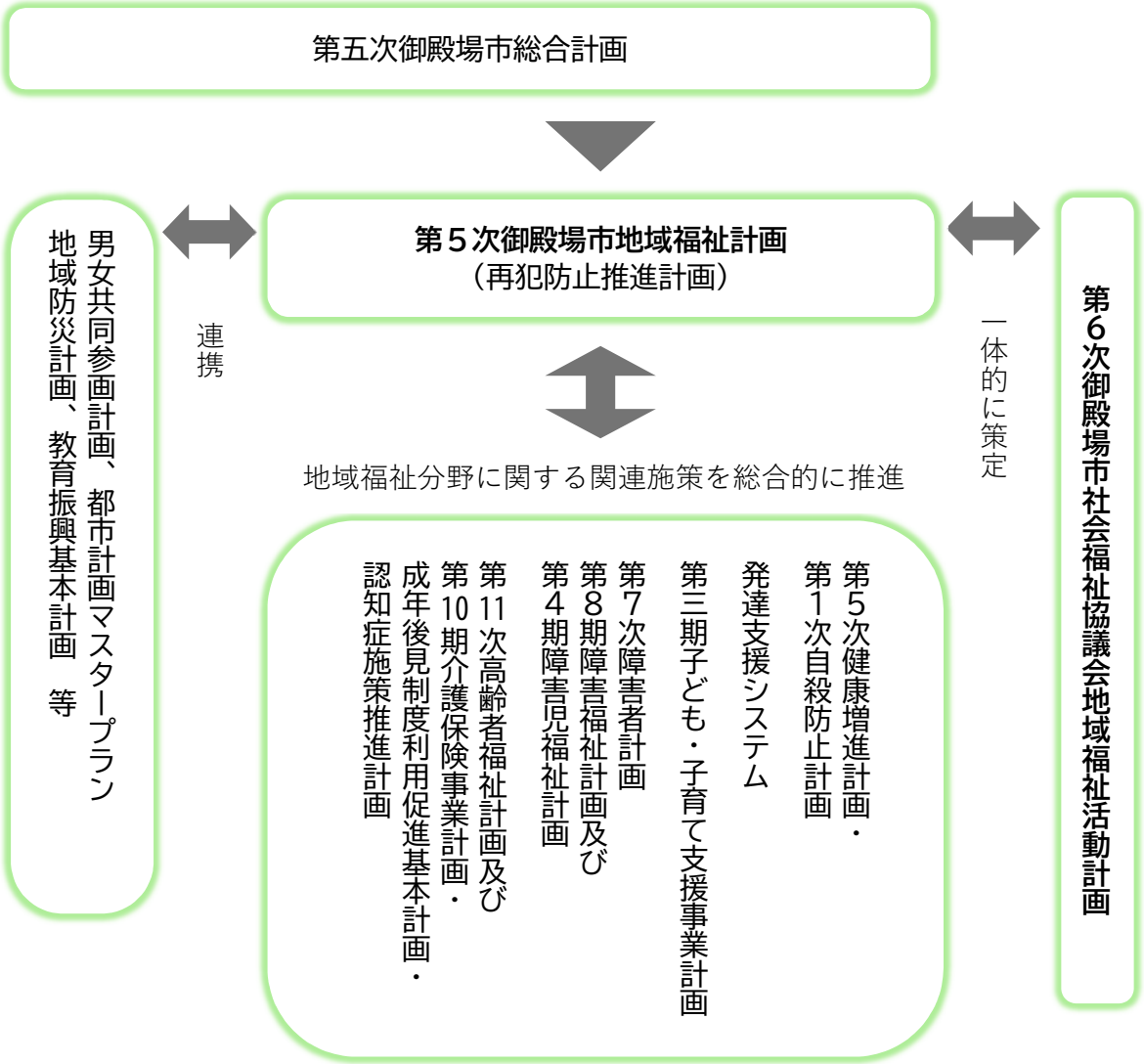
一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

本計画と関連計画との関係



コラム２　第五次御殿場市総合計画 ― まちづくりの方向性を示す計画

「第五次御殿場市総合計画」は、「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市　御殿場」を将来都市像として、御殿場市が目指す将来のまちの姿を示し、その実現に向けたまちづくりの基本的な方向性を定める、市政運営の指針となる計画です。市民のウェルビーイング向上を掲げ、福祉や健康だけでなく、子育て・教育、防災、都市基盤、産業、環境など、市民生活に関わる幅広い分野の取組について、その方向性を示しています。

地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスだけでなく、住まいや移動、防災、社会参加、地域のつながりなど、さまざまな環境が整っていることが重要です。そのため、地域福祉計画は福祉分野だけで完結するものではなく、総合計画が示すまちづくりの方向性を踏まえ、関連するさまざまな分野の計画や施策と連携して進めていく必要があります。地域福祉の推進は、誰もが安心して暮らせる御殿場市のまちづくりそのものにもつながっています。

コラム３　社会福祉協議会 ― 地域の「支え合い」を支える組織

「社会福祉協議会（社協）」は、社会福祉法に位置づけられた、地域福祉の推進を目的として活動する民間の社会福祉法人です。住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係者、行政など、多様な人や組織と連携しながら、地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。

その活動は、福祉に関する相談支援をはじめ、ボランティア活動の支援、住民主体の地域福祉活動の促進、福祉教育、生活に困りごとを抱える人への支援など多岐にわたります。また、住民に身近な立場から地域の課題やニーズを把握し、人と人、人と支援をつなぐ役割も担っています。行政が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」が連携し、行政と地域がそれぞれの役割を生かしながら地域福祉を進めていくことが重要です。

4　SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goalsとは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的目標）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本市においても「御殿場市SDGs推進宣言」を行うなど、早い段階から取組を進めており、本計画においても10の目標について関連付けて、計画の推進に取り組んでいきます。

本計画と関連するSDGsの目標



目標１　貧困をなくそう



目標２　飢餓をゼロに



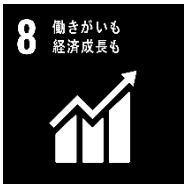
目標３　すべての人に健康と福祉を



目標４　質の高い教育をみんなに



目標５　ジェンダー平等を実現しよう



目標８　働きがいも経済成長も



目標10　人や国の不平等をなくそう



目標11　住み続けられるまちづくりを



目標16　平和と公正をすべての人に



目標17　パートナーシップで目標を達成しよう

5 計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和14年度までの６年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国や県の動向などにより計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直し、常に有効な計画であるよう努めます。

6 計画の策定体制

本計画は、策定の段階からの積極的な市民参加と、庁内組織における検討によって計画づくりを行いました。

（１）地域福祉に関するアンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、市民を対象に「地域福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

≪調査の概要≫

（調査対象）御殿場市在住の18歳以上を対象として無作為抽出
配布数1,000人　有効回収数666人　有効回収率66.6％

（調査方法）郵送及びＷｅｂアンケートシステム

（調査期間）令和７年10月３日～令和８年３月31日

併せて、民生委員・児童委員、地域活動の担い手にもアンケートを実施し、意見や課題を計画に反映させています。

（２）策定懇話会・策定委員会

本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を聴取するため、学識経験者、福祉団体の代表からなる「御殿場市地域福祉計画・御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定懇話会」を設置し、その意見を計画に反映させています。

また、庁内においては、本計画を策定して地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画に盛り込む施策等について関係各課と検討・調整等を行い、計画案を作成しました。

（３）パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。

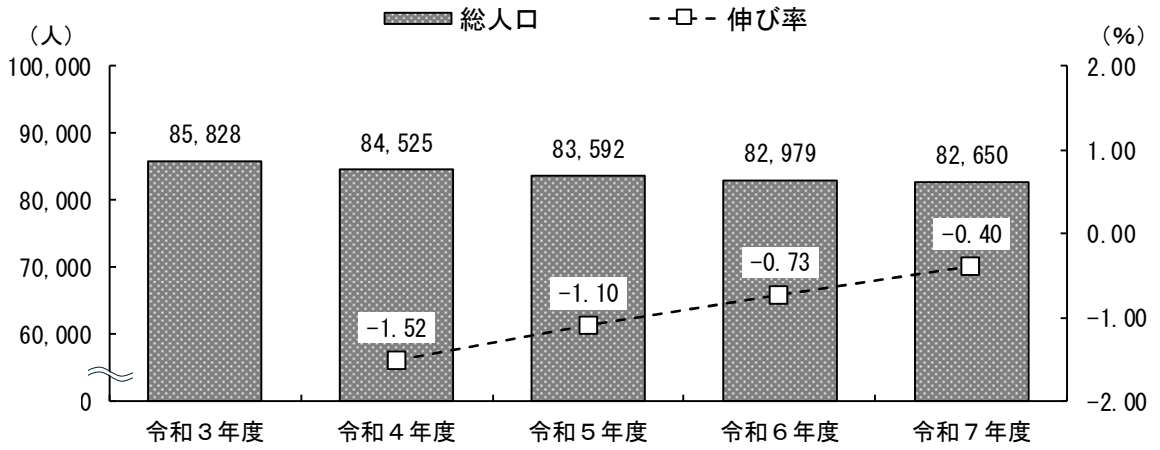
第２章　御殿場市の現状

1　人口等の状況

（１）人口・世帯の状況

①総人口の推移

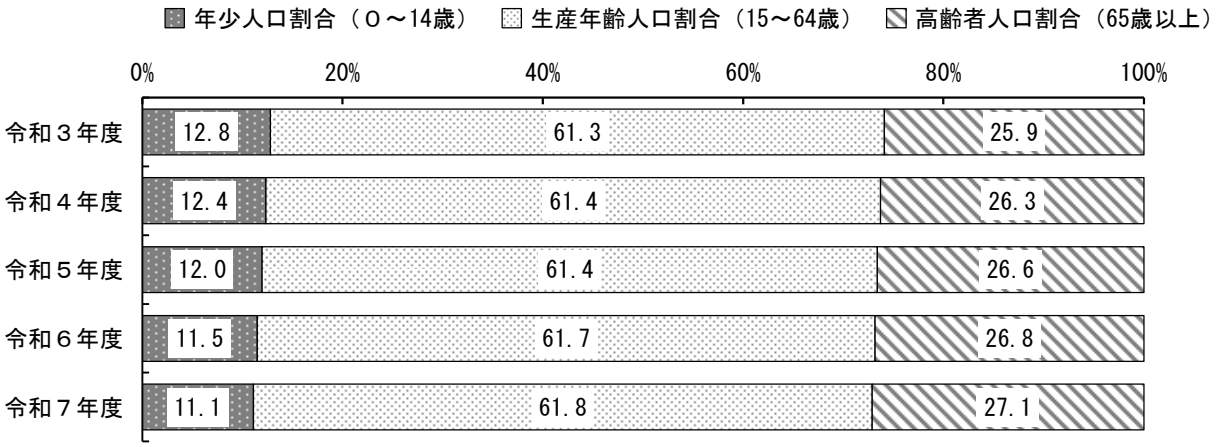
本市の総人口は近年緩やかな減少傾向を示しており、令和３年度の総人口（85,828人）と比べると、令和７年度の総人口は82,650人と、3,178人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）
伸び率＝総人口÷前年総人口×100−100

②年齢３区分人口割合の推移

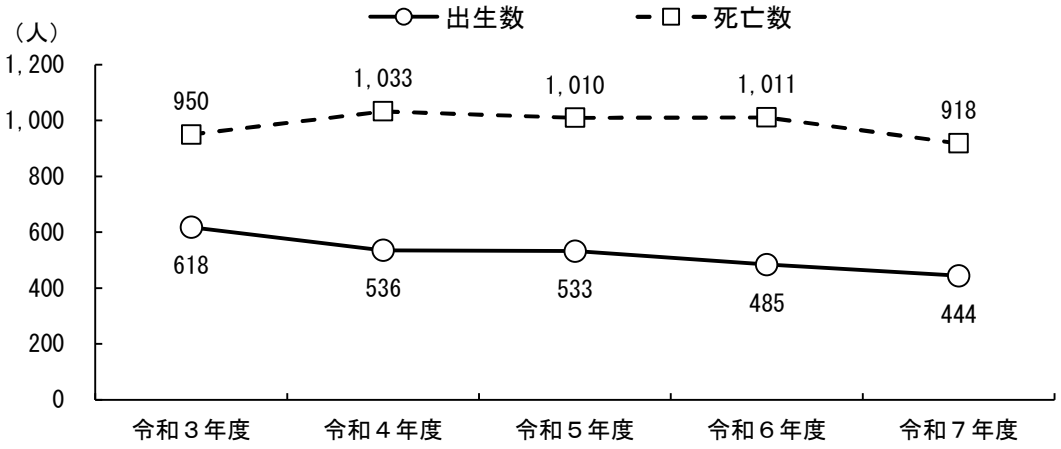
年齢３区分人口の構成比は、年少人口の割合は年々減少傾向となっています。
一方で、高齢者人口は年々増加傾向となっており、令和７年度には27.1%となっています。



資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）

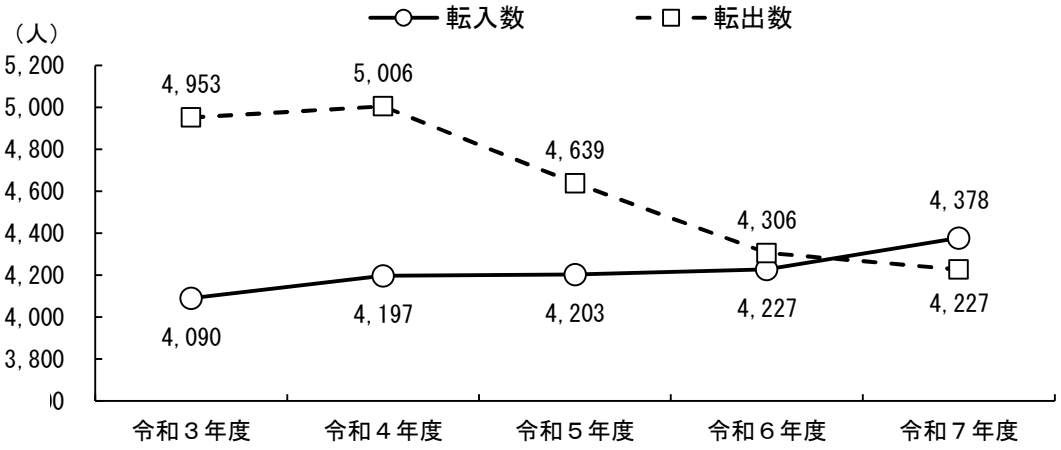
③自然動態と社会動態

近年の自然動態（出生数と死亡数の推移）をみると、出生数は令和７年度に444人と、年々減少傾向にあります。一方、死亡数は令和３年度以降、増減を繰り返しています。死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況が続いています。



資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）

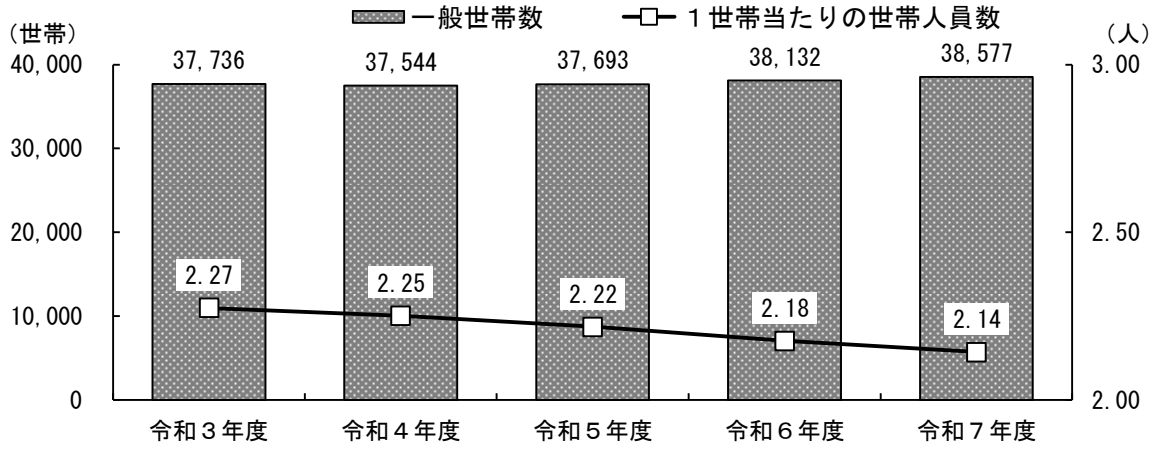
また、近年の社会動態（転入数と転出数の推移）をみると、転入数は令和３年度以降増加傾向となっており、令和７年度では4,378人と、令和３年度と比べ288人増加しています。一方、転出数は令和４年度以降減少傾向となっており、令和７年度では4,227人と、令和４年度と比べ779人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）

④世帯数の推移

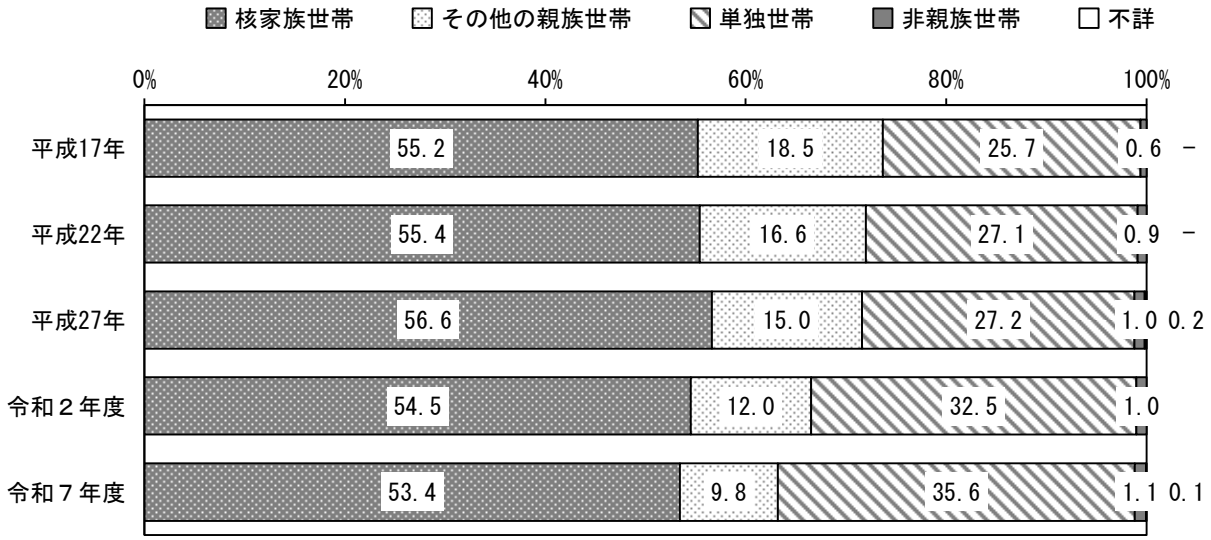
世帯数の推移をみると、令和４年度以降世帯数は増加しているのに対し、１世帯あたりの世帯人員は減少しており、令和７年度では2.14人となっています。



資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）

⑤世帯構造の推移

世帯構成比率をみると、単独世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯がその分低下しています。

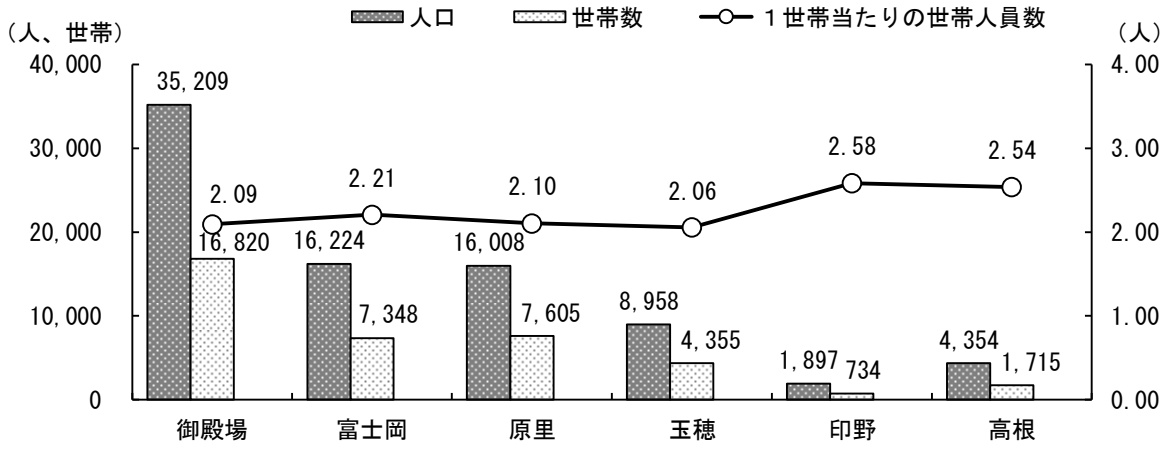


資料：国勢調査
平成 17～22 年には「不詳」がありません

⑥地区別人口・世帯数の状況

地区別の人口及び世帯数の状況をみると、人口・世帯数ともに御殿場地区が最も多く、市全体の約４割を占めています。

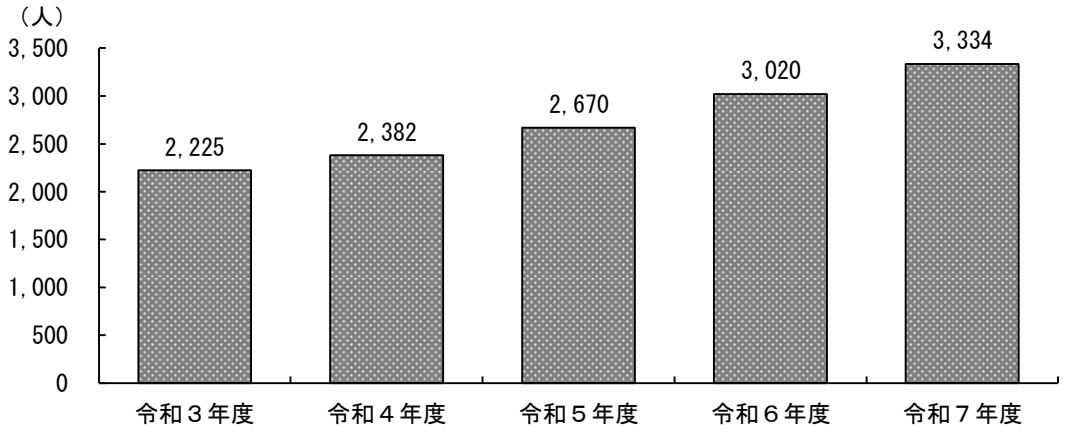
また、１世帯あたりの世帯人員の状況をみると、印野地区、高根地区で2.5人を超え、他の４地域に比べて世帯人員は多いことが分かります。



資料：住民基本台帳（令和８年３月３１日現在）

⑦外国人住民数の推移

本市の外国人住民数をみると、令和３年度以降増加傾向にあり、令和７年度では3,334人と、令和３年度と比べ1,109人増加しています。

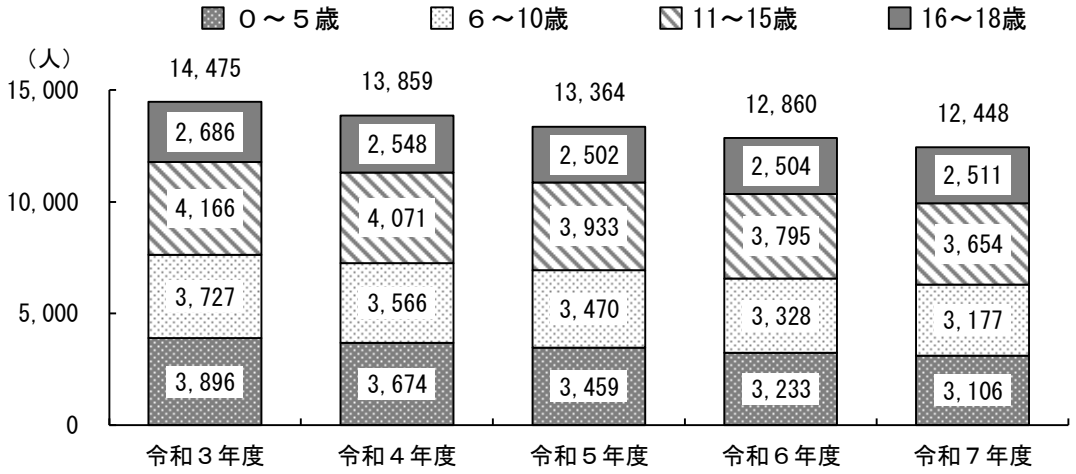


資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）

（２）子どもの状況

①18歳以下の子どもの推移

本市の18歳以下の子どもの推移をみると、令和３年度と比べると、15歳以下で減少し、令和７年度で12,448人となっています。令和３年度に比べて2,027人減少しています。

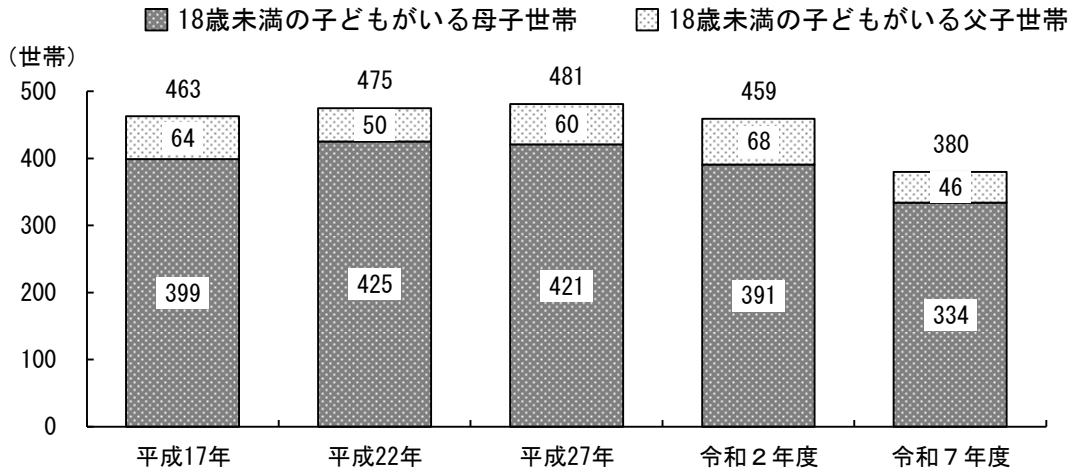


資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）

②ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯については、平成17年から平成27年にかけて増加し、その後減少し、令和７年には380世帯となっています。

また、18歳未満の子どもがいる母子世帯については、平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少し、令和７年には334世帯となっています。



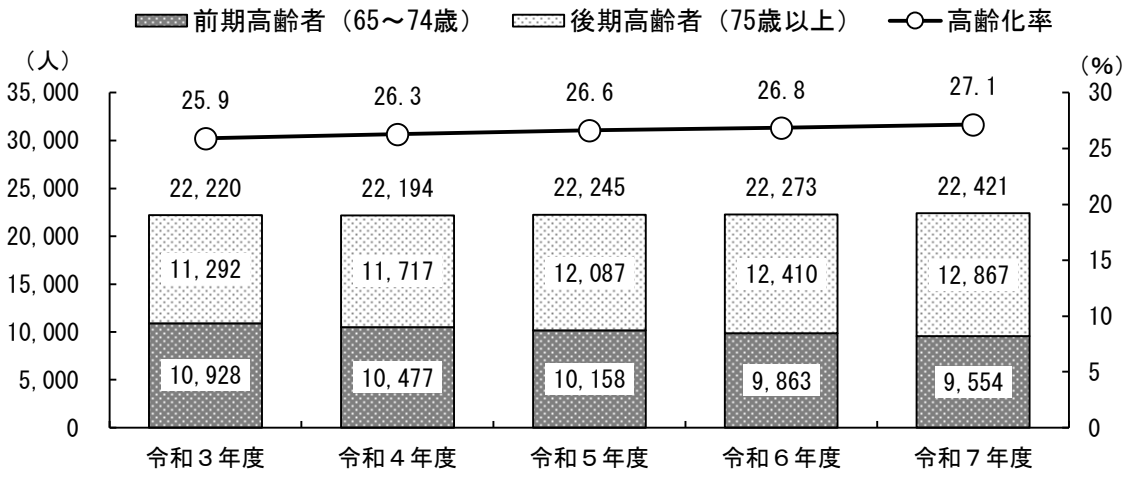
資料：国勢調査

（３）高齢者の状況

①高齢者人口の推移

高齢者人口については、前期高齢者は年々減少しており、令和７年度で9,554人となっています。一方、後期高齢者は年々増加しており、令和７年度で12,867人となっています。

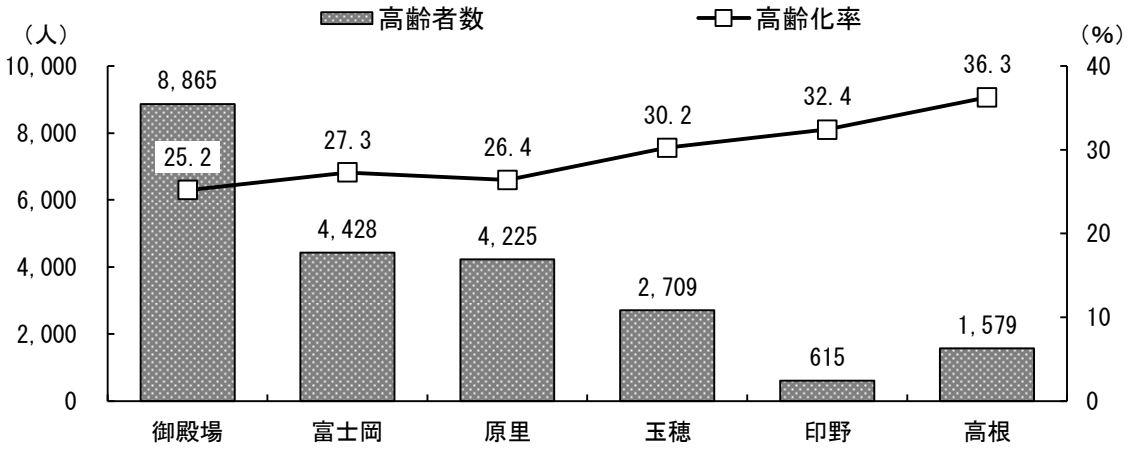
また、高齢化率をみると、令和７年度では高齢化率が27.1％となっており、年々上昇しています。



資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）

②地区別高齢者数・高齢化率

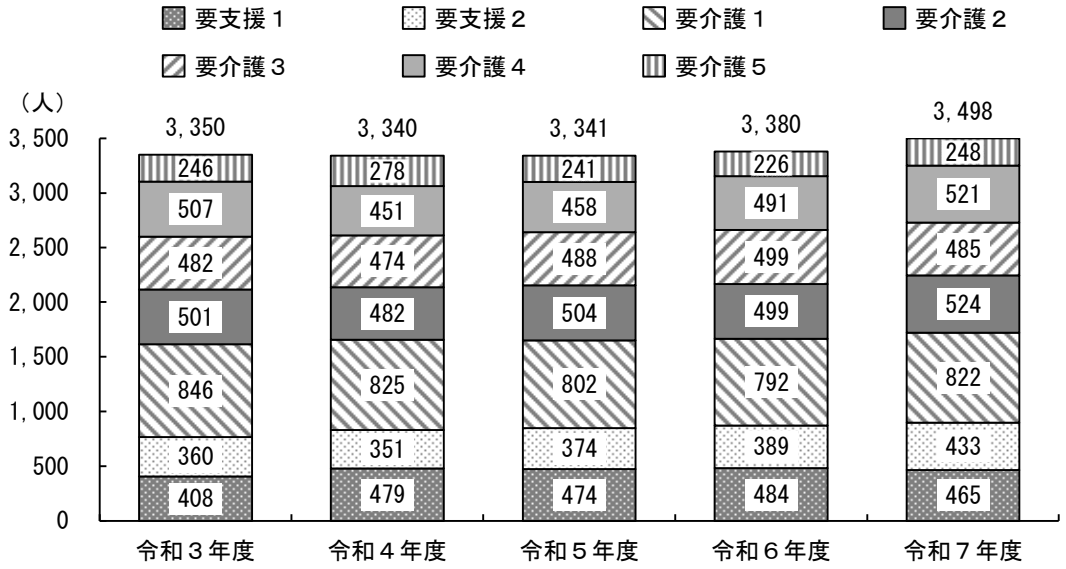
地区別の高齢化率をみると、高根地区（36.3％）、印野地区（32.4％）玉穂地区（30.2％）が比較的高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）

③要介護認定状況

要介護（要支援）認定者数は、年々増加傾向となっており、令和７年度には3,498人となっています。



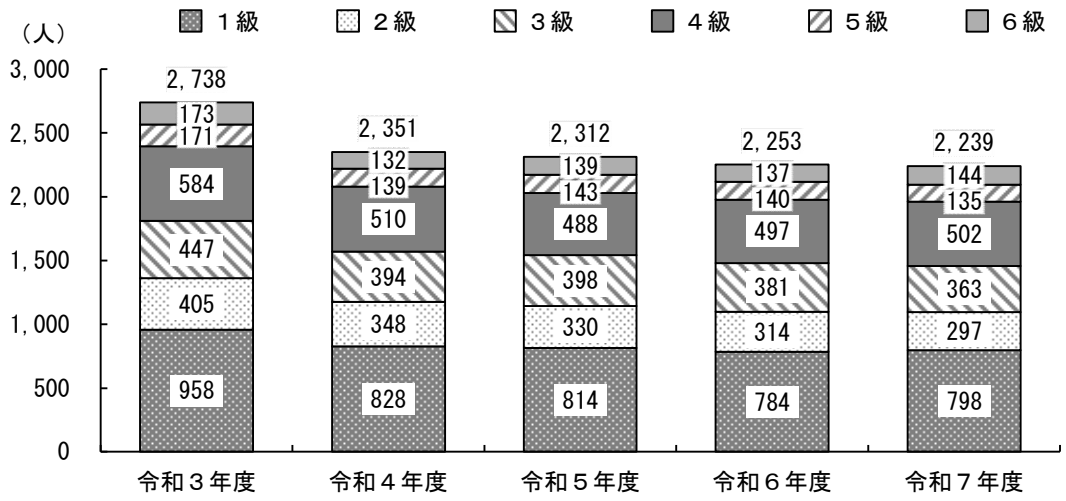
資料：介護保険事業状況報告　年報（各年度３月３１日現在）

（４）障害のある人の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数については、令和３年度以降減少傾向にあり、令和７年度では2,239人となっています。

障害の等級では、１級が最も多く798人と全体の３割を超えています。

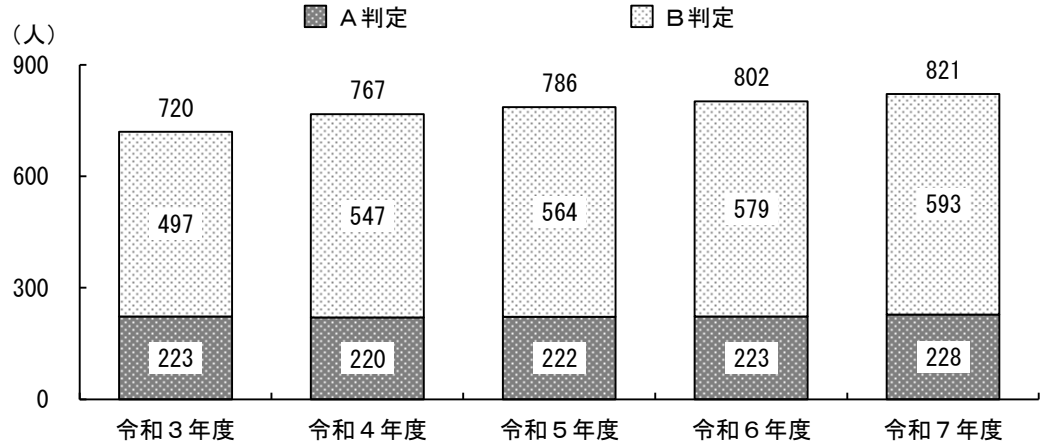


資料：主要施策報告書（各年度３月３１日現在）

②療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数については、令和７年度で821人となっており、令和３年度から令和７年度の４か年で101人増加しました。

障害の判定別では、Ａ判定（重度）よりもＢ判定（中・軽度）が多く、全体の７割を超えています。

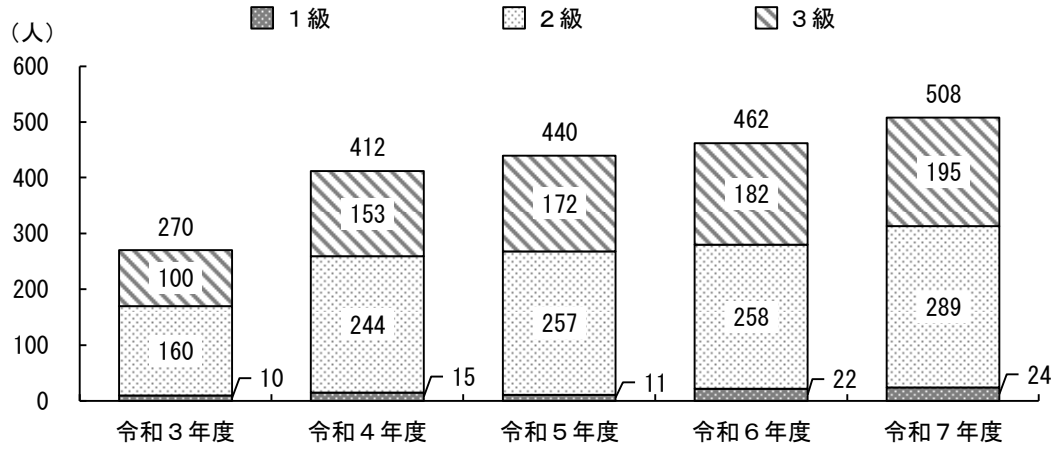


資料：主要施策報告書（各年度３月３１日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、令和３年度から令和７年度にかけて年々増加しており、令和７年度で508人となっています。前年度と比べると、46人増加しています。

障害の等級別では、２級が289人と最も多く全体の５割を超えています。



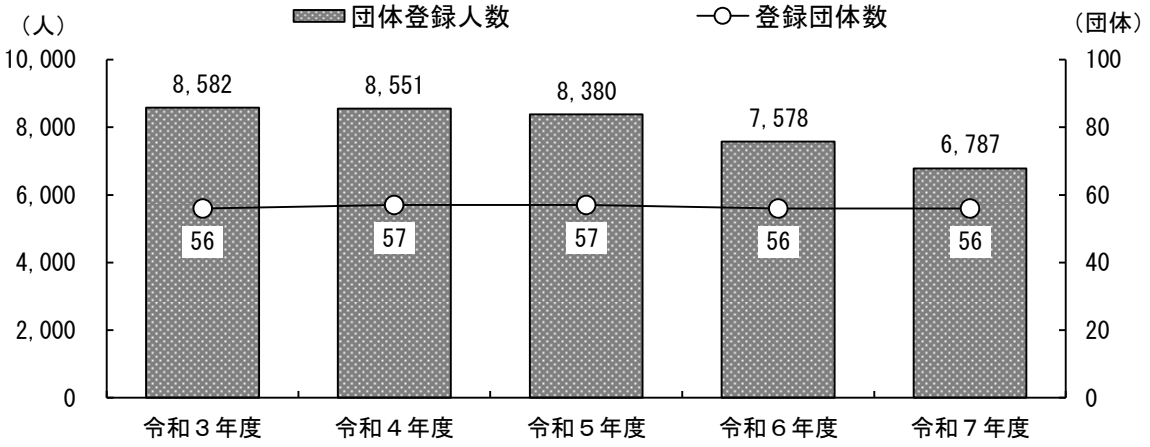
資料：主要施策報告書（各年度３月３１日現在）

（５）ボランティア団体

①ボランティア登録団体数と登録人数の推移

本市のボランティア登録団体数については、令和３年度から令和７年度にかけて横ばいで推移しており、令和７年度では56団体となっています。

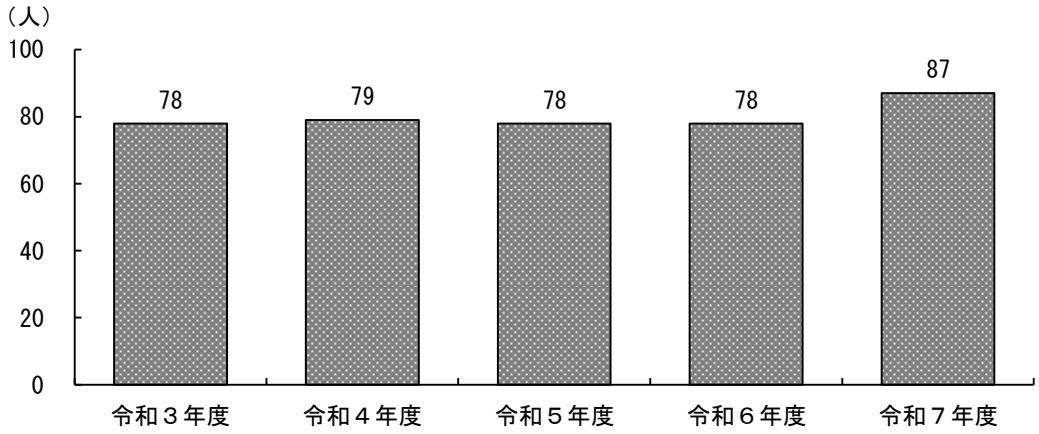
登録人数については、令和３年度から令和７年度にかけて年々減少しており、令和７年度では6,787人となっています。令和３年度から令和７年度の４か年で1,795人減少しています。



資料：（社福）御殿場市社会福祉協議会より提供（各年度３月３１日現在）

②ボランティア個人登録人数の推移

本市のボランティア個人登録人数については、令和３年度から令和６年度にかけて横ばいで推移していたものの、令和７年度で増加し、87人となっています。



資料：（社福）御殿場市社会福祉協議会より提供（各年度３月３１日現在）

2　アンケート結果からみた現状

（１）アンケート調査の概要

①調査の目的

本調査は、市民の地域に対する意識やニーズ並びに課題を把握し、これらを計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査方法等

調査期間：令和７年10月３日～令和８年３月31日
調査方法：郵送及びＷｅｂアンケートシステム
調査対象・対象者数・有効回答数・有効回答率：下表の通り

調査対象	対象者数	有効回答数	有効回答率
18歳以上の市民（無作為抽出）	1,000人	666人	66.6%
民生委員・児童委員	154人	141人	91.6%
担い手	375人	332人	88.5%

③調査結果の見方

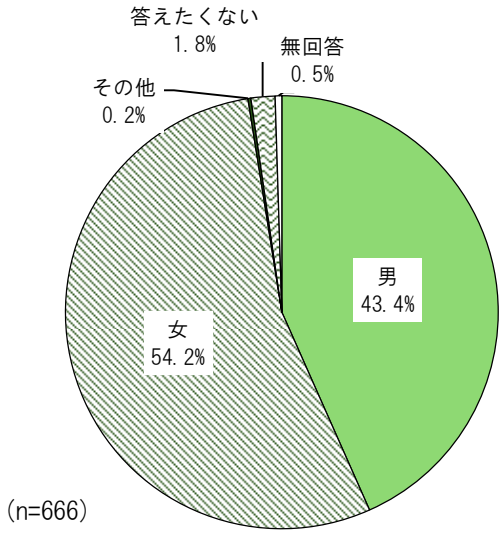
・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。
・百分率は小数点以下第２位を四捨五入して算出しました。
　このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
・１つの質問に２つ以上答えられる“複数回答”の場合は、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

（２）アンケート調査結果の概要

①市民

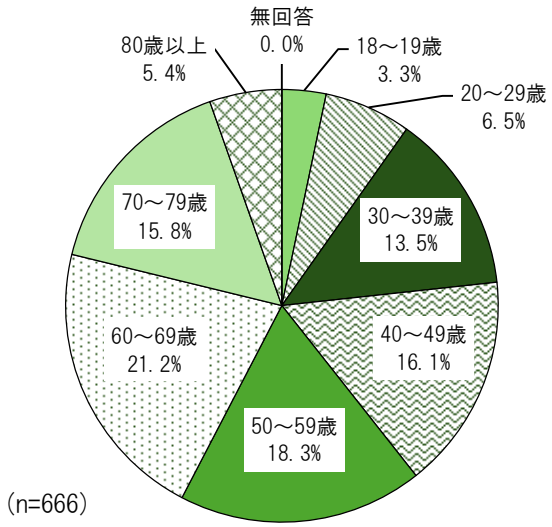
■性別

性別は、「男」43.4%、「女」54.2%、「答えたくない」1.8%、「その他」0.2%となっています。



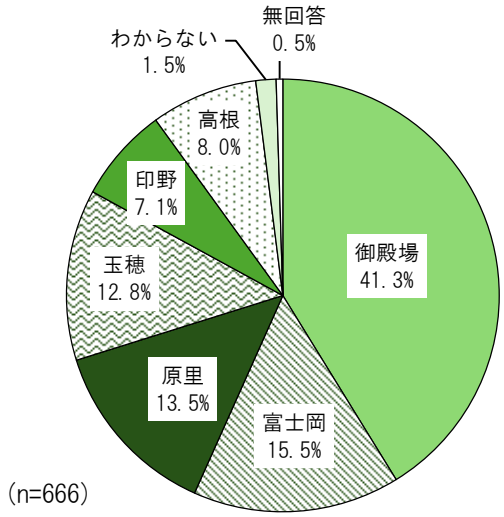
■年齢

年代は、「60～69歳」が21.2%と最も高く、次いで「50～59歳」18.3%、「40～49歳」16.1%と続いています。



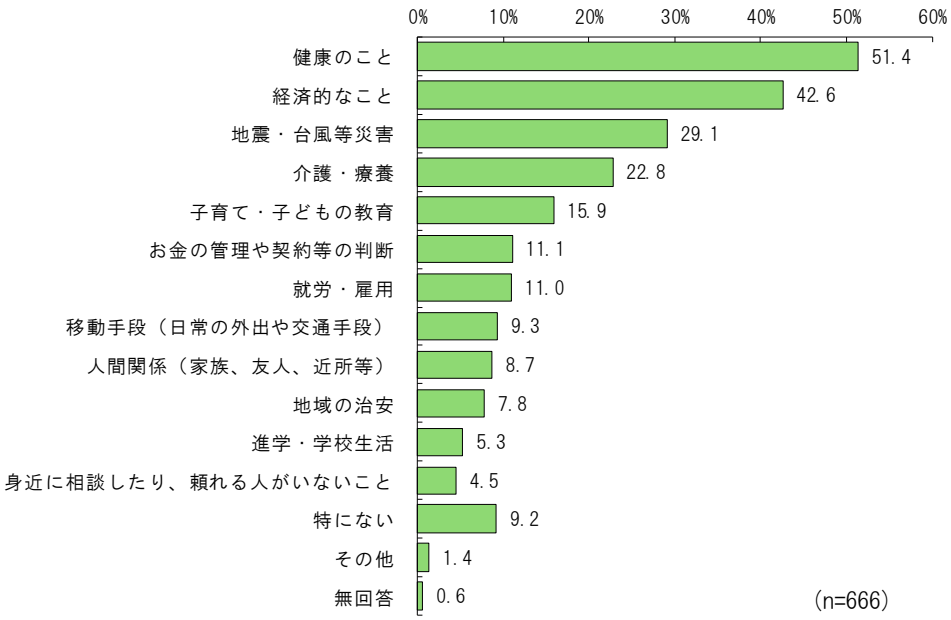
■地区

居住地区は、「御殿場」が41.3%と最も高く、次いで「富士岡」15.5%、「原里」13.5%と続いています。



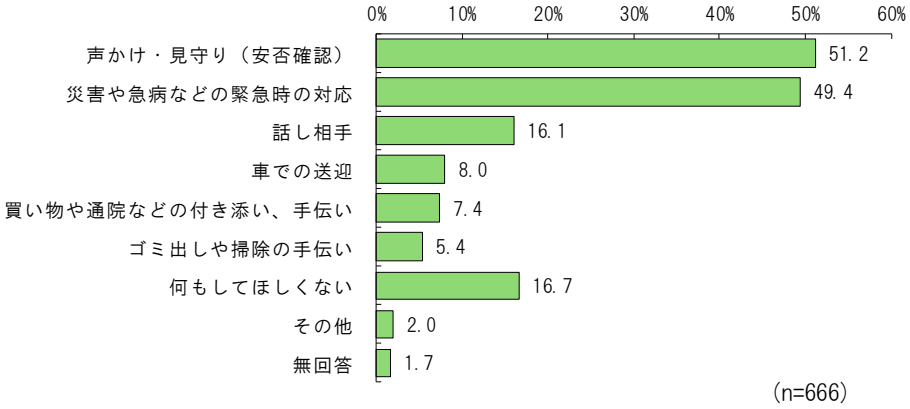
■毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安

日常生活での悩みや不安は、「健康のこと」が51.4%と最も高く、次いで「経済的なこと」42.6%、「地震・台風等災害」29.1%と続いています。



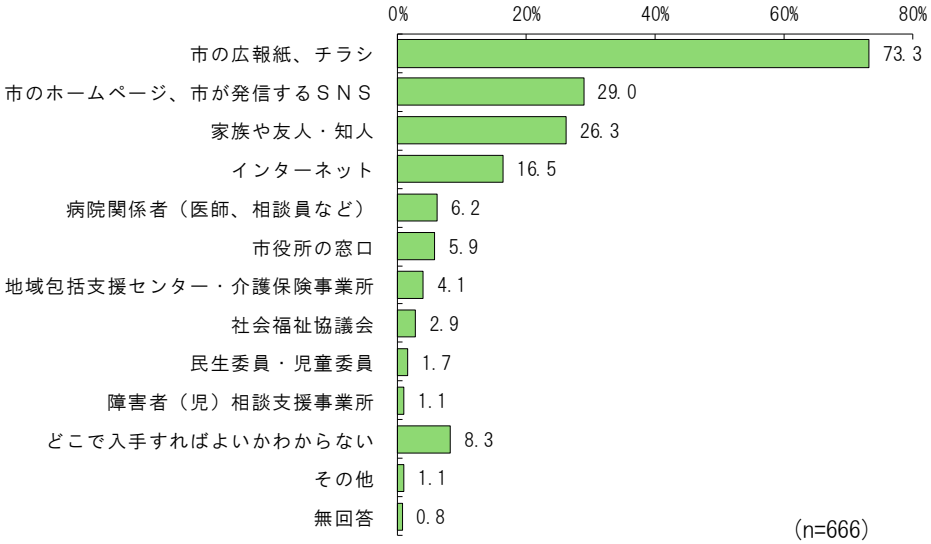
■日常生活で困ったときに隣近所の人にしてほしいこと

隣近所の人にしてほしいことは、「声かけ・見守り（安否確認）」が51.2%と最も高く、次いで「災害や急病などの緊急時の対応」49.4%、「話し相手」16.1%と続いています。一方で、「何もしてほしくない」が16.7%となっています。



■市の福祉に関する情報の入手先

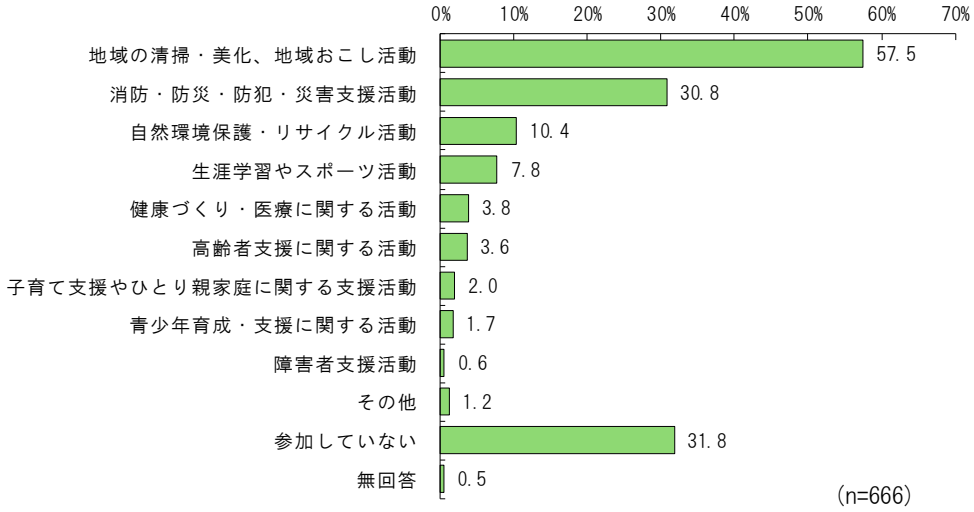
市の福祉情報の入手先は、「市の広報紙、チラシ」が73.3%と最も高く、次いで「市のホームページ、市が発信するＳＮＳ」29.0%、「家族や友人・知人」26.3%と続いています。一方で、「どこで入手すればよいかわからない」が8.3%となっています。



■地域活動への参加状況

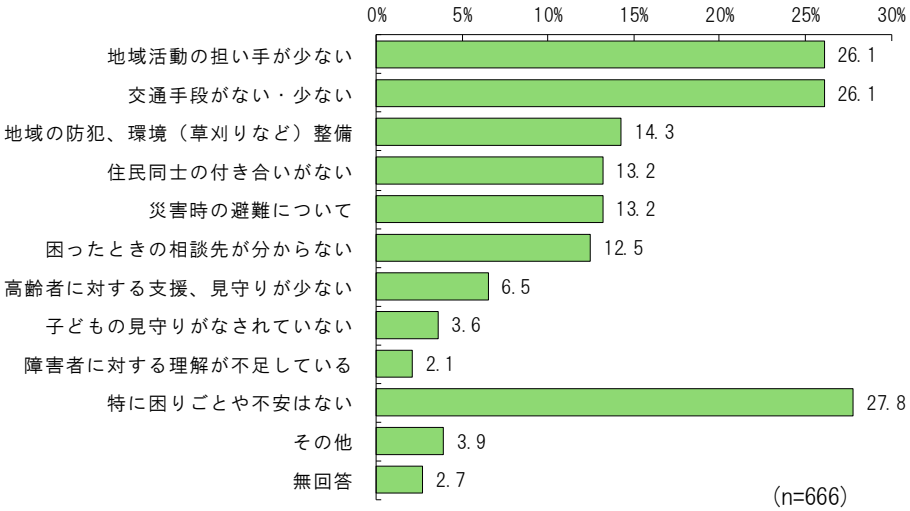
参加している地域活動は、「地域の清掃・美化、地域おこし活動」が57.5％と最も高く、次いで「消防・防災・防犯・災害支援活動」30.8％、「自然環境保護・リサイクル活動」10.4％と続いています。一方で、「参加していない」が31.8％となっています。

また、地域活動に参加していない理由は、「仕事や家事で忙しく余裕がない」が56.6％と最も高く、次いで「どこで活動しているのかわからない」38.7％、「自分の趣味や余暇活動を優先したい」15.1％と続いています。



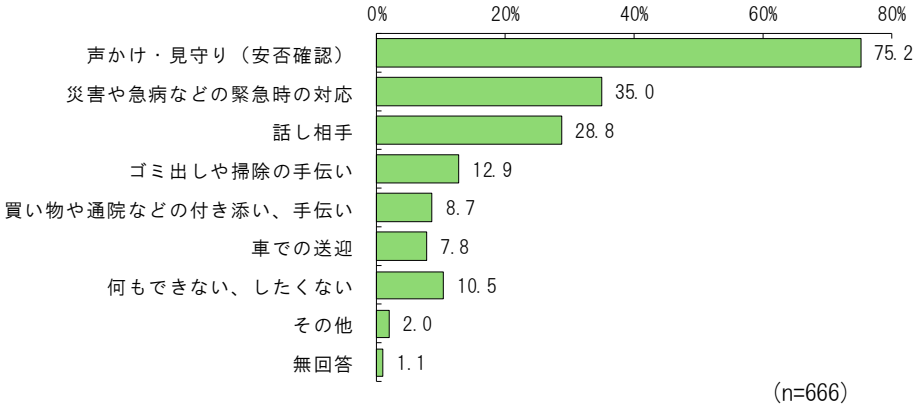
■住んでいる地域での困りごとや不安

地域での困りごとや不安は、「地域活動の担い手が少ない」「交通手段がない・少ない」が26.1％で高く、次いで「地域の防犯、環境（草刈りなど）整備」14.3％と続いています。一方で、「特に困りごとや不安はない」が27.8％となっています。



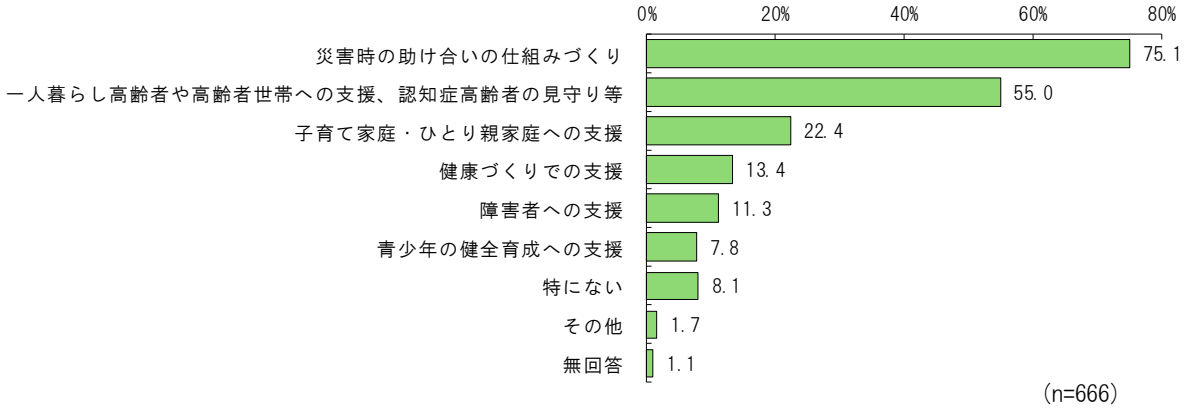
■住んでいる地域で困っている人がいたときにできること

地域で困っている人にできることは、「声かけ・見守り（安否確認）」が75.2%と最も高く、次いで「災害や急病等の緊急時の対応」35.0%、「話し相手」28.8%と続いています。一方で、「何もできない、したくない」が10.5%となっています。



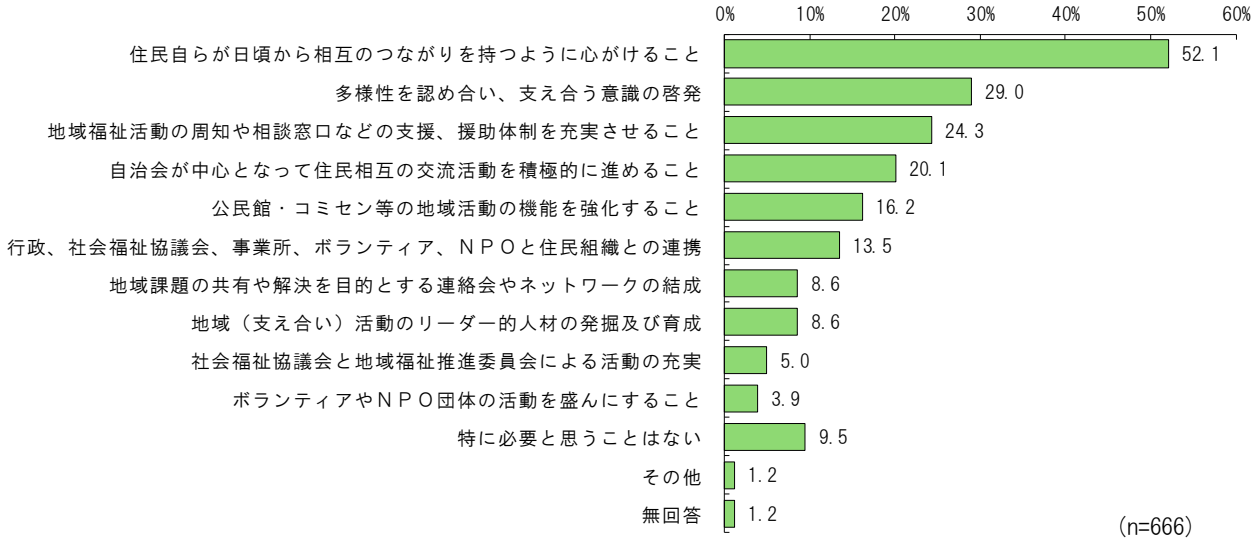
■住民相互の助け合い活動として、地域の人たちが協力して取り組んでいく必要があること

地域で協力して取り組む必要のあることは、「災害時の助け合いの仕組みづくり」が75.1%と最も高く、次いで「一人暮らし高齢者や高齢者世帯への支援、認知症高齢者の見守り等」55.0%、「子育て家庭・ひとり親家庭への支援」22.4%と続いています。



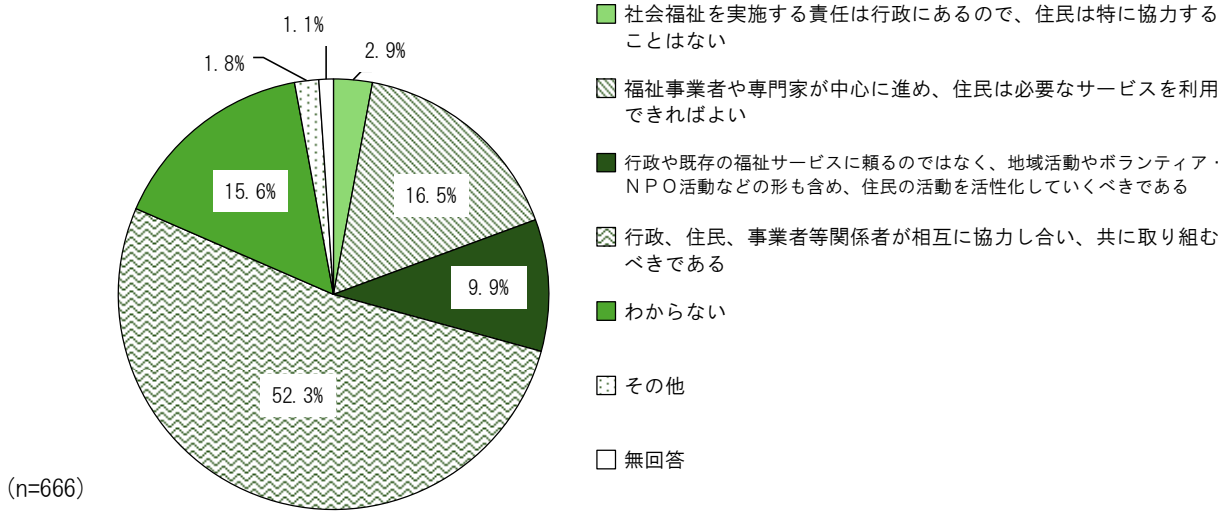
■地域の支え合いの仕組み作りで特に必要だと思うこと

地域の支え合い仕組み作りに必要なことは、「住民自らが日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が52.1％と最も高く、次いで「多様性を認め合い、支え合う意識の啓発」29.0％、「地域福祉活動の周知や相談窓口などの支援、援助体制を充実させること」24.3％と続いています。



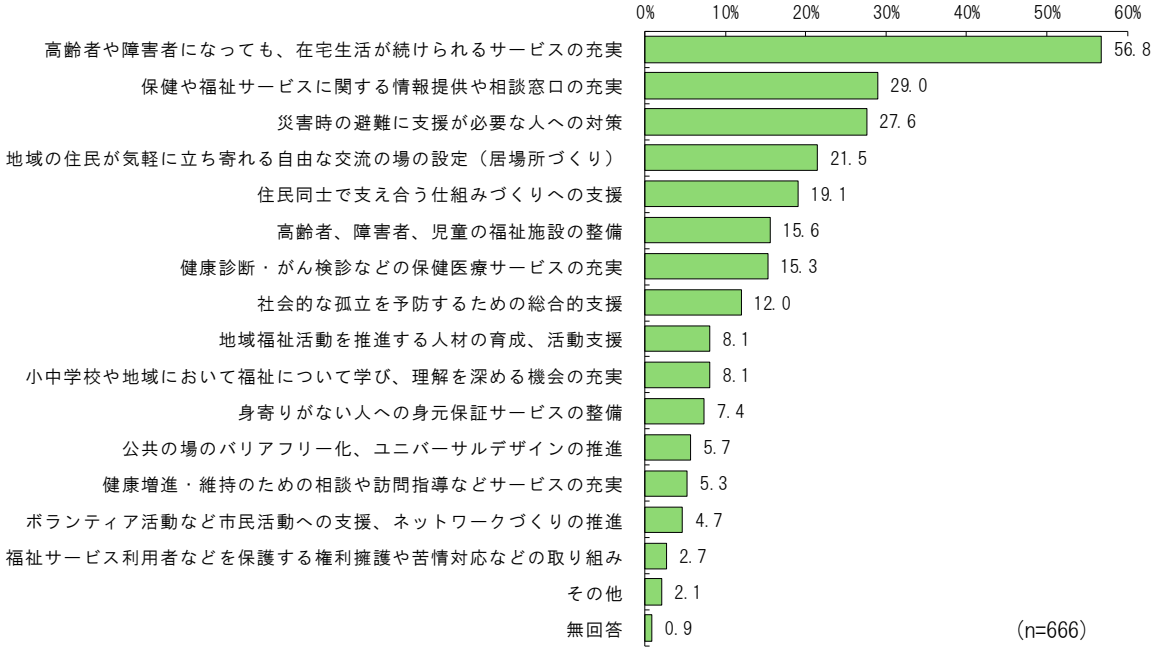
■福祉サービスを充実させていくうえで、市と市民のそれぞれの役割や関係

御殿場市と市民の役割や関係については、「行政、住民、事業者等関係者が相互に協力し合い、共に取り組むべきである」が52.3％と最も高く、次いで「福祉事業者や専門家が中心に進め、住民は必要なサービスを利用できればよい」16.5％、「わからない」15.6％と続いています。



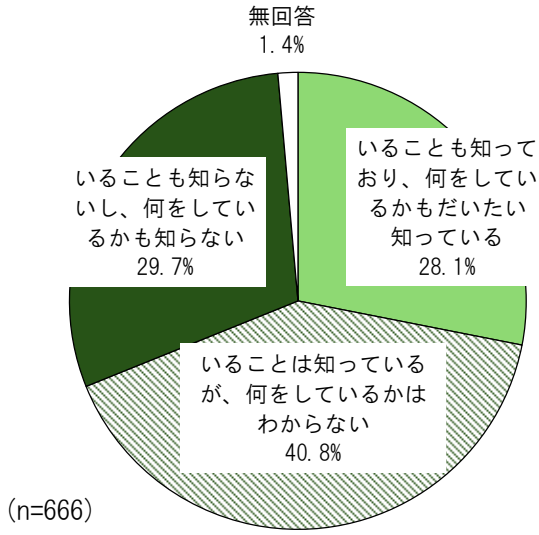
■地域の福祉を充実させていくうえで必要なこと

地域福祉の充実に必要なことは、「高齢者や障害者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が56.8％と最も高く、次いで「保健や福祉サービスに関する情報提供や相談窓口の充実」29.0％、「災害時の避難に支援が必要な人への対策」27.6％と続いています。



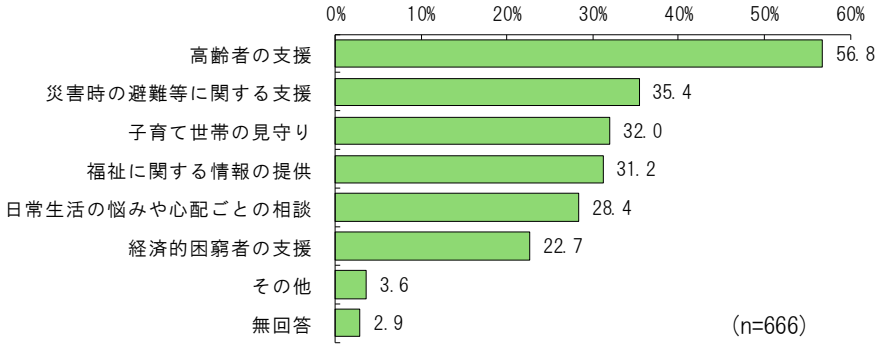
■民生委員・児童委員の認知度

民生委員・児童委員の認知状況は、「いることは知っているが、何をしているかはわからない」が40.8％と最も高く、次いで「いることも知らないし、何をしているかも知らない」29.7％、「いることも知っており、何をしているかもだいたい知っている」28.1％となっています。



■民生委員・児童委員に期待すること

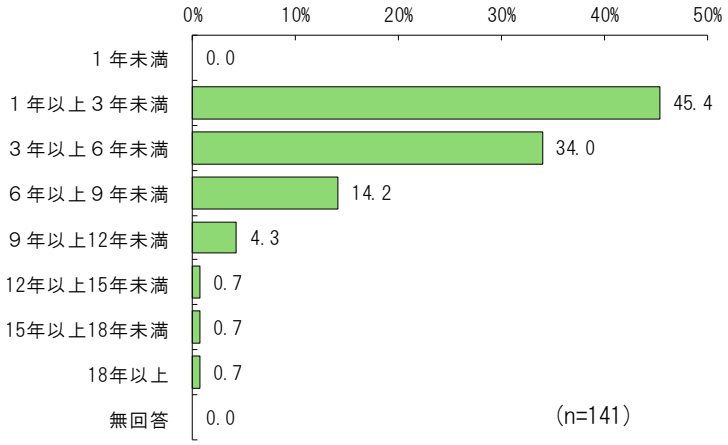
民生委員・児童委員に期待することは、「高齢者の支援」が56.8%と最も高く、次いで「災害時の避難等に関する支援」35.4%、「子育て世帯の見守り」32.0%と続いています。



②民生委員・児童委員

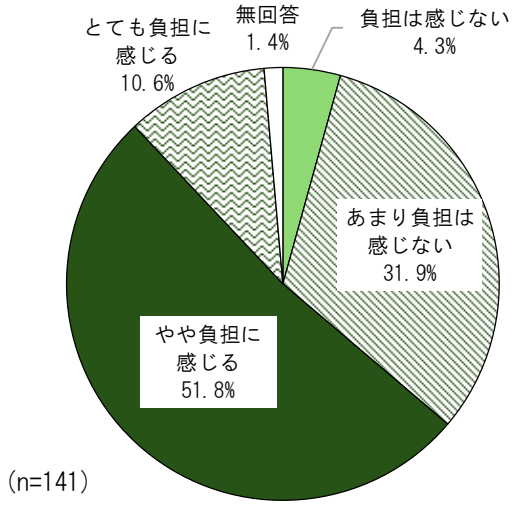
■活動年数

通算活動年数は、「１年以上３年未満」が45.4％と最も高く、次いで「３年以上６年未満」34.0％、「６年以上９年未満」14.2％と続いています。



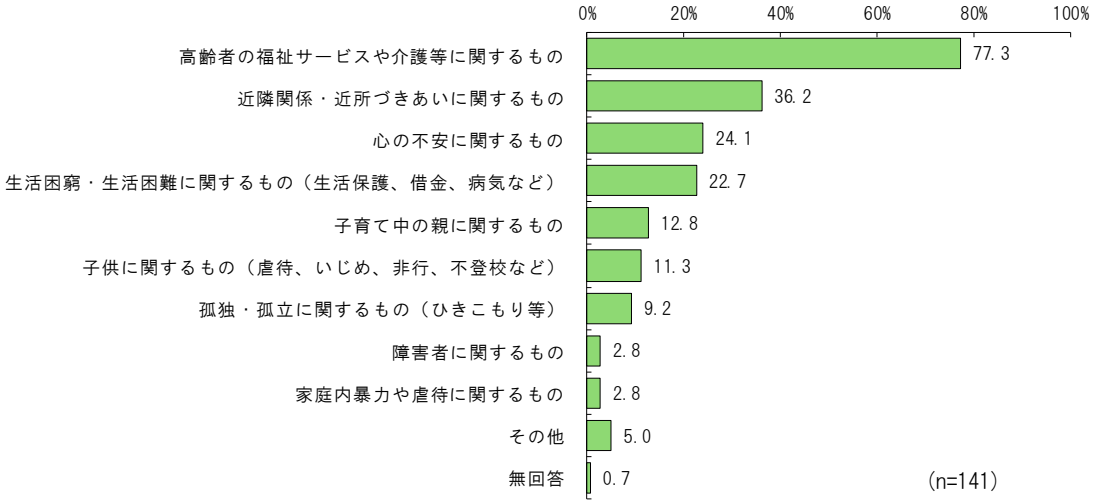
■活動の負担感

民生委員・児童委員活動の負担感は、「やや負担に感じる」が51.8％と最も高く、次いで「あまり負担は感じない」31.9％、「とても負担に感じる」10.6％、「負担は感じない」4.3％となっています。



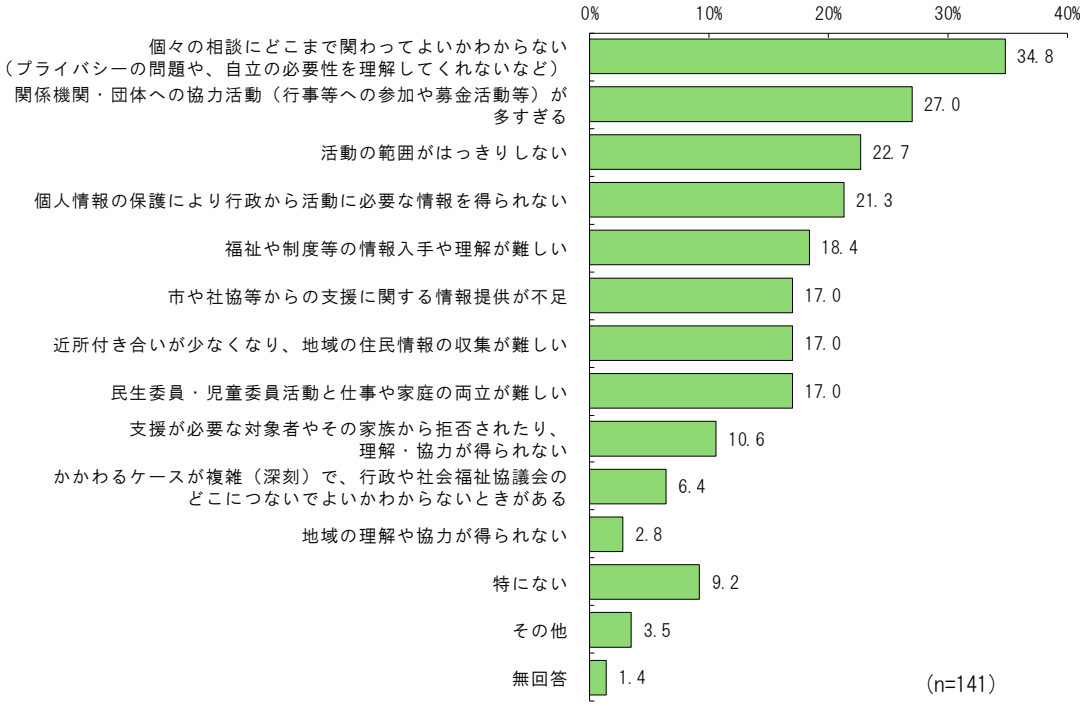
■受ける相談・支援の内容

多い相談・支援は、「高齢者の福祉サービスや介護等に関するもの」が77.3%と最も高く、次いで「近隣関係・近所づきあいに関するもの」36.2%、「心の不安に関するもの」24.1%と続いています。



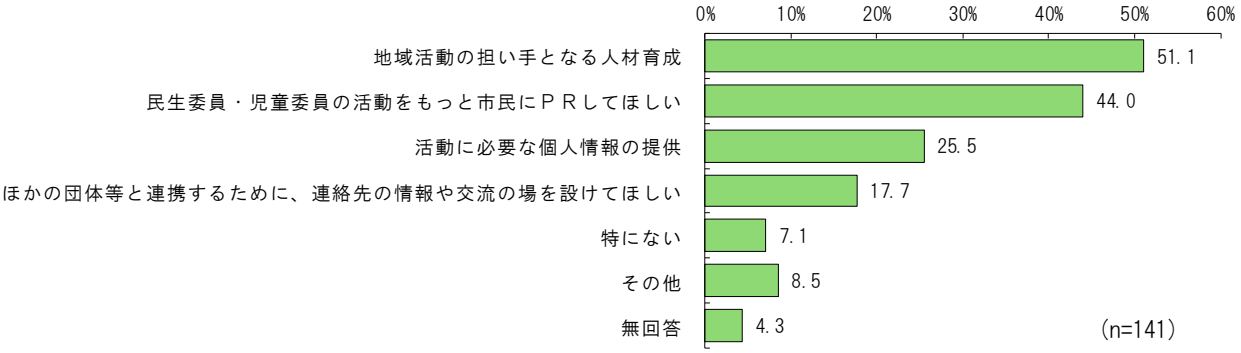
■活動するうえで大変なこと・困っていること

活動する上で大変なこと、困っていることは、「個々の相談にどこまで関わってよいかわからない（プライバシーの問題や、自立の必要性を理解してくれないなど）」が34.8%と最も高く、次いで「関係機関・団体への協力活動（行事等への参加や募金活動等）が多すぎる」27.0%、「活動の範囲がはっきりしない」22.7%と続いています。



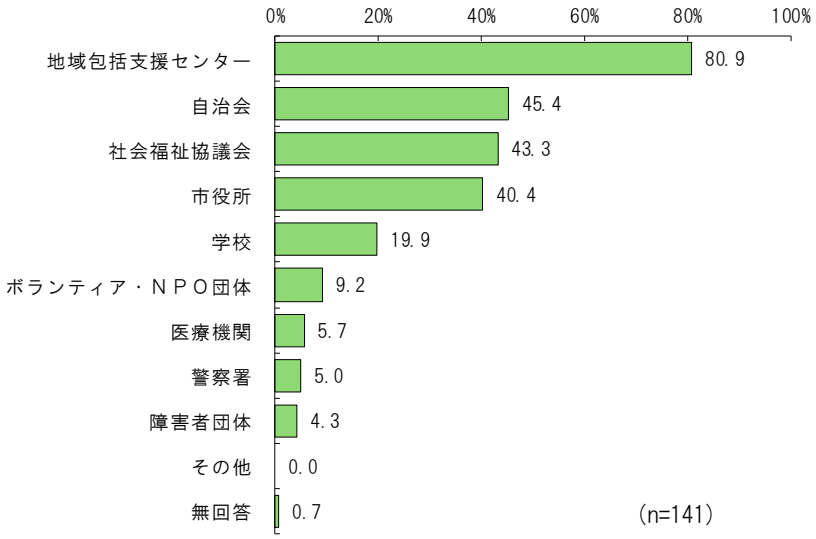
■活動するうえで行政に対して特に要望すること

行政に対する要望は、「地域活動の担い手となる人材育成」が51.1％と最も高く、次いで「民生委員・児童委員の活動をもっと市民にＰＲしてほしい」44.0％、「活動に必要な個人情報の提供」25.5％と続いています。



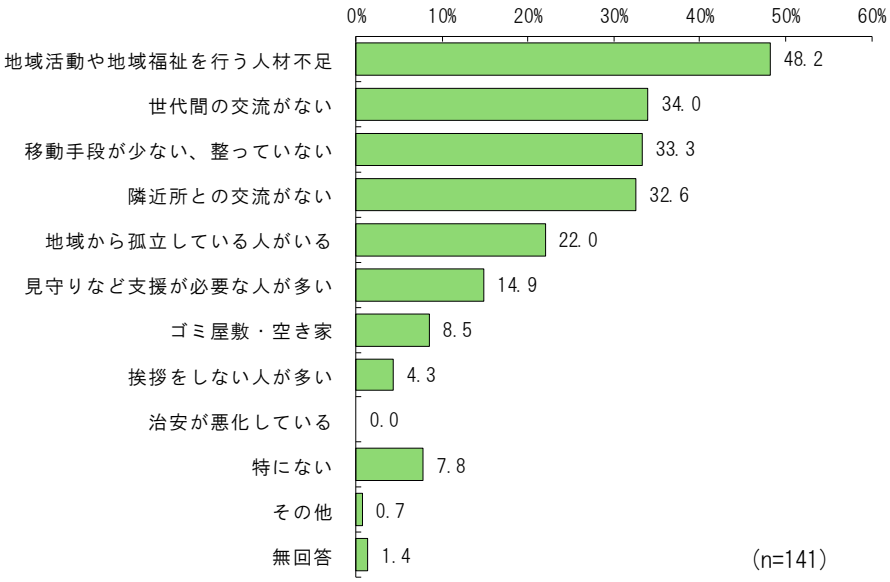
■活動するうえで連携が深まるとよい機関・団体

連携を深めたい機関・団体は、「地域包括支援センター」が80.9％と最も高く、次いで「自治会」45.4％、「社会福祉協議会」43.3％と続いています。



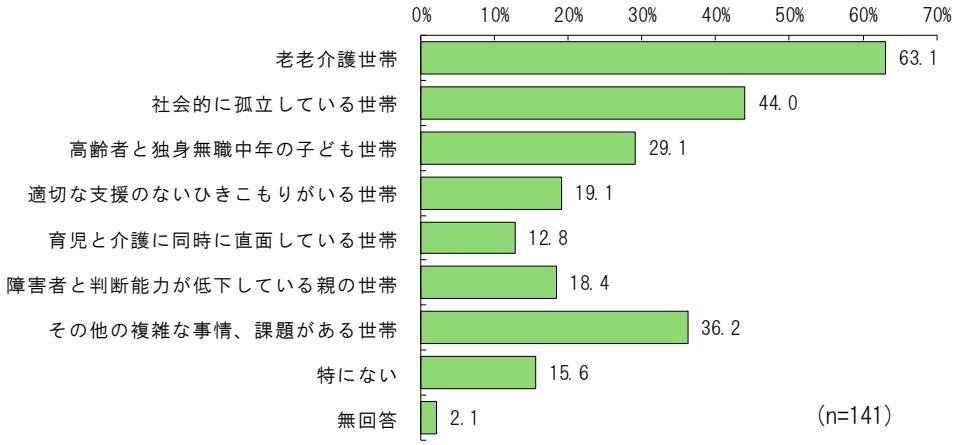
■地域の中で感じる課題

地域の中で課題に感じることは、「地域活動や地域福祉を行う人材不足」が48.2%と最も高く、次いで「世代間の交流がない」34.0%、「移動手段が少ない、整っていない」33.3%と続いています。



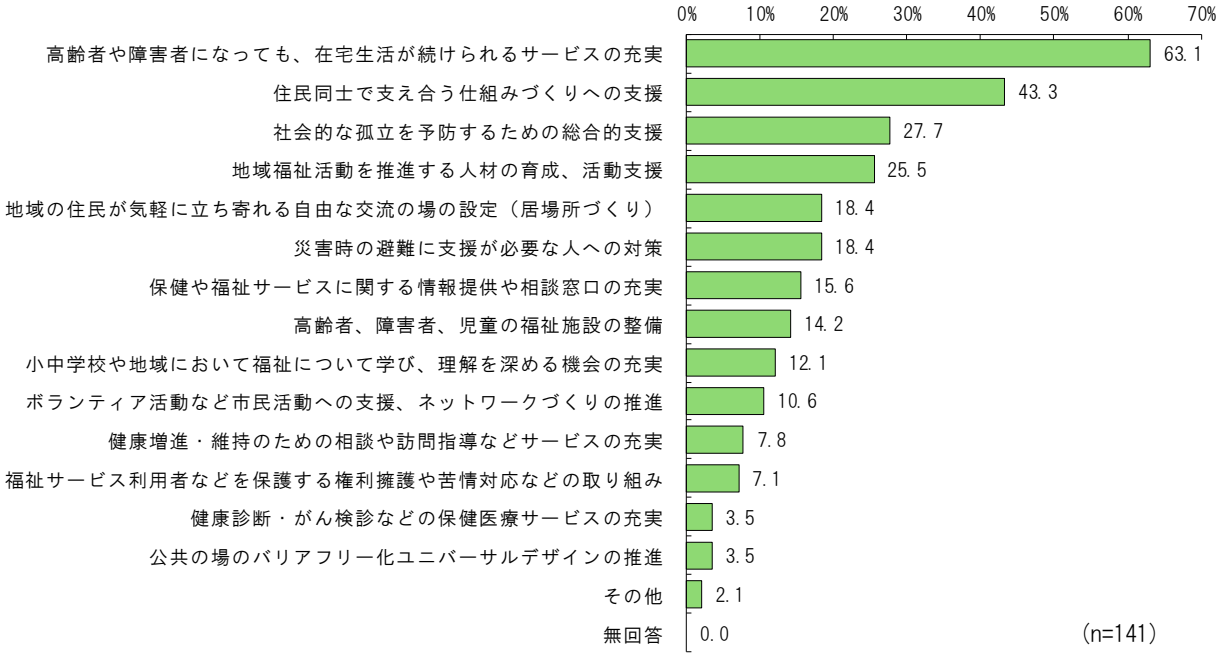
■日頃の活動を通じて把握した世帯

活動を通じて把握した世帯状況は、「老老介護世帯」が63.1%と最も高く、次いで「社会的に孤立している世帯」44.0%、「その他の複雑な事情、課題がある世帯」36.2%と続いています。



■地域の福祉を充実させていくうえで必要なこと

地域の福祉を充実させていく上で必要なことは、「高齢者や障害者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が63.1％と最も高く、次いで「住民同士で支え合う仕組みづくりへの支援」43.3％、「社会的な孤立を予防するための総合的支援」27.7％と続いています。



コラム４　民生委員・児童委員 ― 地域と支援をつなぐ身近な相談相手

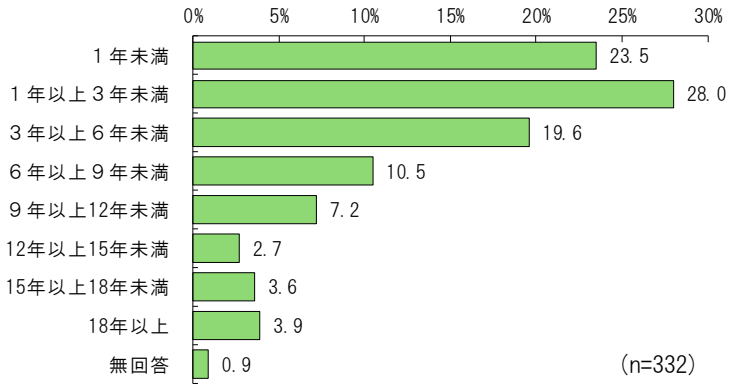
「民生委員・児童委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の身近な相談相手として活動するボランティアです。すべての民生委員は児童委員を兼ねており、高齢者や障害のある人、子育て世帯、生活に困りごとを抱える人などから相談を受け、必要に応じて行政や専門機関、福祉サービスなどにつなぐ「地域と支援の橋渡し役」を担っています。

また、地域での見守りや声かけなどを通じて、困りごとの早期発見にも重要な役割を果たしています。一方で、地域課題の複雑化や担い手不足などにより、その活動を民生委員・児童委員だけで担うことには限界があります。民生委員・児童委員が一人で問題を抱え込むのではなく、住民や地域団体、社会福祉協議会、専門機関、行政などが連携し、地域全体でその活動を支えていくことが大切です。

③担い手

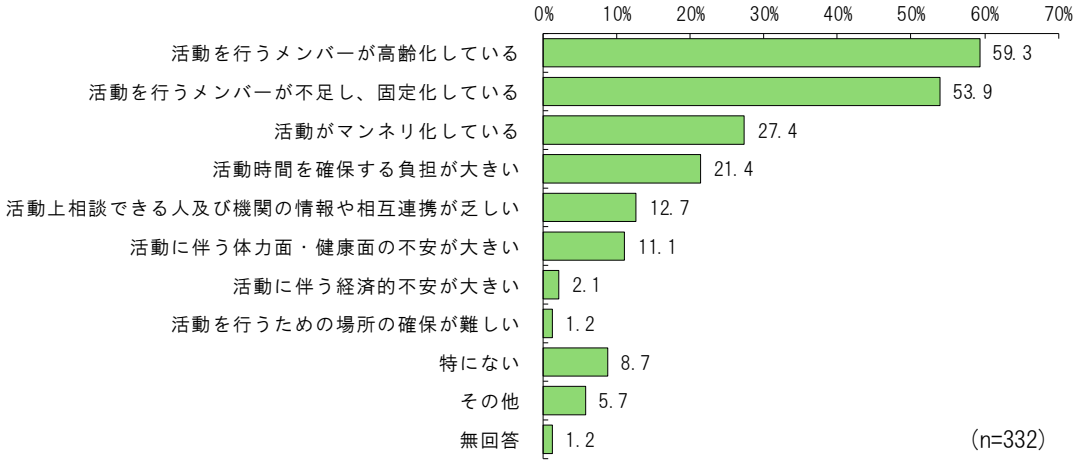
■活動年数

通算活動年数は、「１年以上３年未満」が28.0％と最も高く、次いで「１年未満」23.5％、「３年以上６年未満」19.6％と続いています。



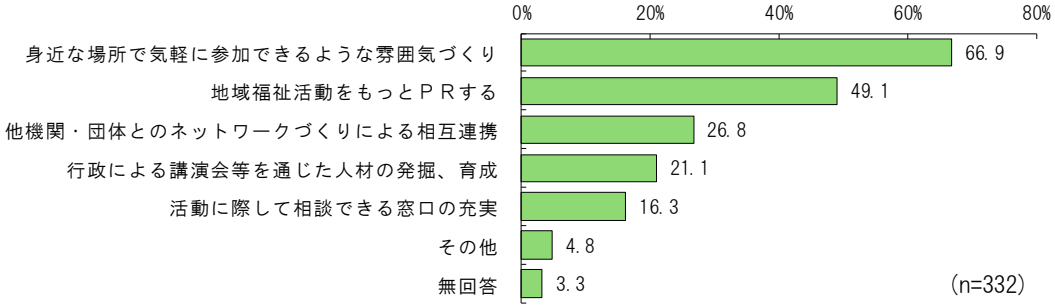
■地域福祉活動に携わる中で課題に思っていること

活動に携わる中での課題は、「活動を行うメンバーが高齢化している」が59.3％と最も高く、次いで「活動を行うメンバーが不足し、固定化している」53.9％、「活動がマンネリ化している」27.4％と続いています。



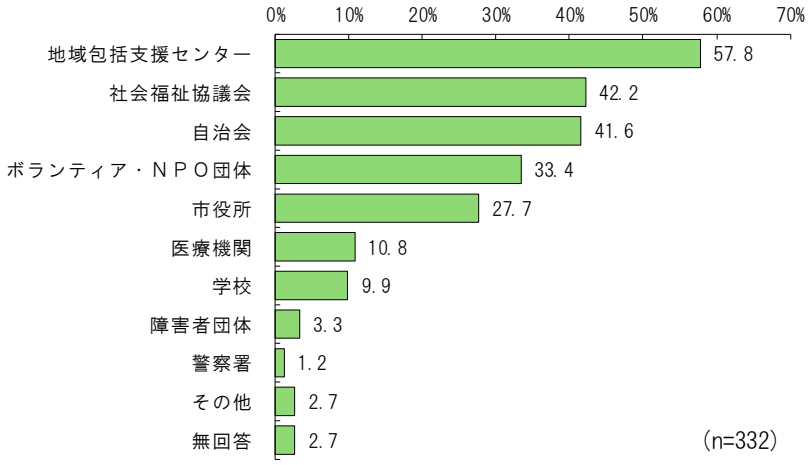
■地域福祉活動に関わる人を増やすために必要なこと

活動に関わる人を増やすために必要なことは、「身近な場所で気軽に参加できるような雰囲気づくり」が66.9%と最も高く、次いで「地域福祉活動をもっとＰＲする」49.1%、「他機関・団体とのネットワークづくりによる相互連携」26.8%と続いています。



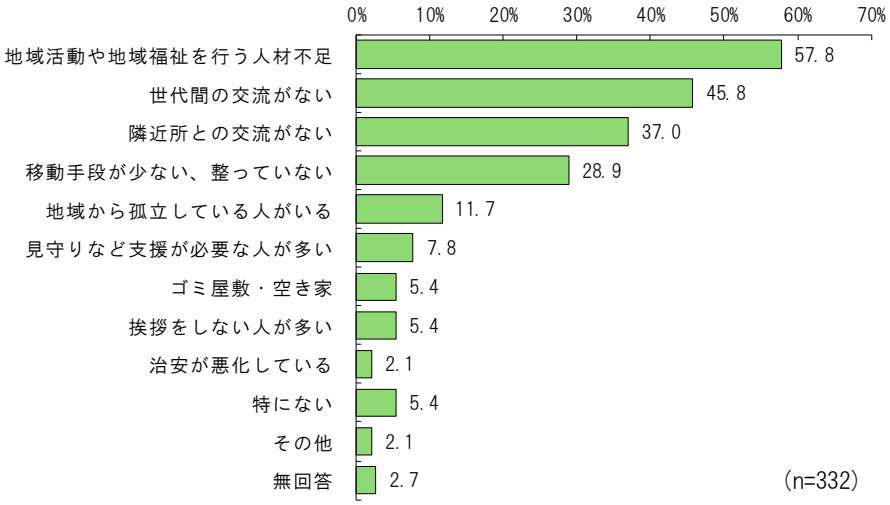
■活動するうえで連携が深まるとよい機関・団体

連携を深めたい機関・団体は、「地域包括支援センター」が57.8%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」42.2%、「自治会」41.6%と続いています。



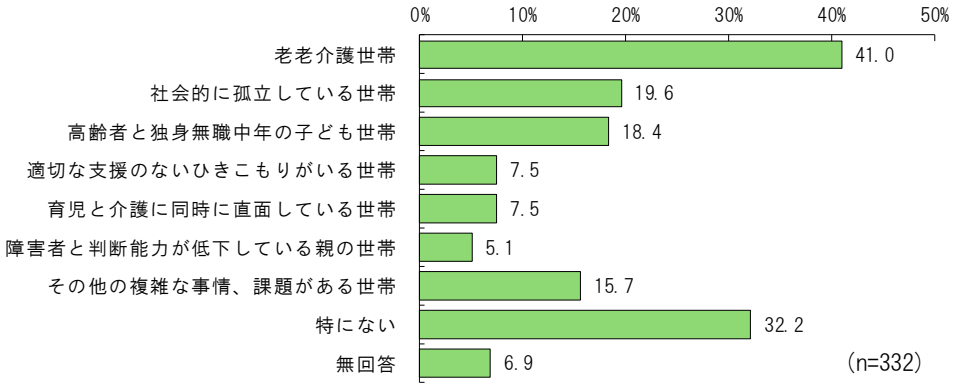
■地域の中で感じる課題

地域の中で課題に感じることは、「地域活動や地域福祉を行う人材不足」が57.8%と最も高く、次いで「世代間の交流がない」45.8%、「隣近所との交流がない」37.0%と続いています。



■日頃の活動を通じて把握した世帯

活動を通じて把握した世帯状況は、「老老介護世帯」が41.0%と最も高く、次いで「社会的に孤立している世帯」19.6%、「高齢者と独身無職中年の子ども世帯」18.4%と続いています。一方で、「特にない」が32.2%となっています。



■地域の福祉を充実させていく上で必要なこと

地域の福祉を充実させていく上で必要なことは、「高齢者や障害者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が52.4%と最も高く、次いで「住民同士で支え合う仕組みづくりへの支援」34.9%、「地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設定(居場所づくり)」28.3%と続いています。



3　本市の課題

（１）地域で支え合う意識の醸成と助け合いの仕組みづくり

隣近所に求める支援、また地域で自分ができることとして、「声かけ・見守り（安否確認）」や「災害時・急病時の対応」が多く挙げられており、住民同士で支え合う必要性が共有されています。また、「災害時の助け合いの仕組みづくり」や「高齢者・子育て世帯への支援」へのニーズも高くなっています。一方で、地域の支え合いを進めるためには、日頃からのつながりづくりや多様性を認め合う意識の醸成が必要とされており、住民主体の支え合い活動を促進する取組が課題となっています。

（２）地域活動の担い手不足と参加促進

地域での困りごととして、「地域活動の担い手不足」が上位に挙げられているほか、民生委員・児童委員からも「活動メンバーの高齢化」「人材不足・固定化」が大きな課題として示されています。また、地域活動に「参加していない」人も多く、その理由として「忙しく余裕がない」「活動内容がわからない」などが挙げられています。気軽に参加できる雰囲気づくりや活動のＰＲ強化、新たな担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

（３）孤独・孤立を防ぐ地域交流と見守り体制の充実

民生委員・児童委員や地域の担い手からは、「社会的に孤立している世帯」「老老介護世帯」の増加が課題として認識されています。また、「世代間交流が少ない」「地域住民が気軽に集まれる場が必要」といった声も多く、孤独・孤立を防ぐための居場所づくりや交流機会の充実が求められています。高齢者だけでなく、全世代を対象に地域でつながり続けられる環境を整備していくことが課題となっています。

（４）地域福祉を支える情報発信と関係機関の連携強化

福祉情報の入手先は広報紙やチラシが中心となっている一方で、市ホームページやSNSなどデジタル媒体の活用も求められています。また、民生委員・児童委員については、「存在は知っているが活動内容は知らない」という人が多く、活動内容の周知不足が課題となっています。さらに、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会などとの連携強化を望む声も多く、地域福祉を円滑に進めるためには、情報発信の充実と関係機関のネットワーク強化が必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複合化しており、家庭にしても地域にしても、「つながり」の機能が弱まっています。そのため地域には、「つながり」が必要な子育て世帯、高齢者や障害のある人、生活困窮者など、生活に不安や課題を抱えている人達が増えています。

これらの課題の解決に向けては、市民一人ひとりが、地域の問題を「我が事」と捉え主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、地域における「つながり」の仕組み・体制を改めて考え、構築していくことが必要です。

また、近年では身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、一人ひとりが自分らしく、安心して暮らすことができる状態を表す「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が広まりつつあります。地域福祉においては、福祉サービスを充実させるだけでなく、地域の中で人とのつながりや居場所を持ち、必要なときに支援を受けながら、生きがいや役割を持って暮らせる環境を整えることが重要です。住民、地域、関係団体、行政などがともに支え合い、誰もが地域の一員として自分らしく暮らし続けられる地域づくりを進め、地域全体のウェルビーイングの向上を目指します。

このような状況を踏まえ、第五次御殿場市総合計画の【健康福祉分野】の政策方針「笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり」と整合をとり、前計画から継承した基本理念を、地域福祉計画・地域福祉活動計画でともに掲げ、市民の皆さんと協働して、その実現を目指します。

基 本 理 念

地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、安心して、いきいき暮らせるまち

コラム５　ウェルビーイング ― 一人ひとりの「よりよく生きる」を地域で支える

「ウェルビーイング（Well-being）」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、一人ひとりが自分らしく、安心して暮らすことができる状態を表す考え方です。単に病気や困りごとがないというだけでなく、人とのつながりや居場所があること、生きがいや役割を持つこと、自分らしい選択ができることなども含まれます。

地域福祉においては、地域とのつながりや社会参加の機会をつくり、誰もが自分らしく暮らせる環境を整えることが大切です。また、「幸せ」や「よりよい暮らし」のあり方は一人ひとり異なるため、本人の意思や選択を尊重することも欠かせません。住民、地域、関係団体、行政などがともに支え合い、一人ひとりと地域全体のウェルビーイングを高めていくことが、これからの地域福祉に求められています。

2　基本目標

基本理念の実現にあたり、次の４つを重点的な基本目標として策定します。

基本目標１　共生の意識づくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。

そのため、福祉・人権教育、地域での交流を促進することで、市民の福祉意識の醸成に取り組みます。

基本目標２　支え合い・助け合いの地域づくり

市民をはじめ、地域で活躍する各種団体による福祉活動を支える一方で、各主体がつながり、連携を図る場が必要となります。また、相談内容が多様化・複合化している中、一つの機関だけでの対応が難しいケースもあり、各機関が協働で支える仕組みや情報を共有する仕組みが必要となります。

個人が抱える問題や地域としての課題を解決するため、各機関が集い、情報が共有できる場の設定をはじめ、各支援団体につなげ、自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動、ＮＰＯ・ボランティア活動等の活動を支える担い手の育成を支援し、地域生活を支える協働のまちづくりに取り組みます。

基本目標３　地域における福祉の環境づくり

誰もが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動をすることができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動による地域福祉を推進するとともに、誰もが安全・安心に暮らせる快適なまちづくりに取り組みます。

また、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、平常時から地域が一体となった安全・安心の確保に関する取組を進め、災害時に助け合える体制づくりに取り組みます。

基本目標４　地域の福祉を支える仕組みづくり

多様化した住民ニーズに対応すべく、福祉の制度やサービスは年々複雑化しています。また近年、福祉制度の対象とならず、支援が行き届かない人への対応が求められています。

誰もが福祉の制度等について必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や多様化・複合化する問題に対応する包括的相談支援体制の充実を図り、適切な支援につなげます。

3　計画の体系図

基本理念	基本目標	施策の方向
地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、安心して、いきいき暮らせるまち	Ⅰ　共生の意識づくり	（１）きずなを深める地域福祉の醸成
		（２）多様な世代への福祉教育の充実
	Ⅱ　支え合い・助け合いの地域づくり	（１）地域のつながりの強化
		（２）地域活動への主体的な参加の促進
		（３）地域で支え合うネットワークづくり
		（４）専門的な活動のできる人材の確保
	Ⅲ　地域における福祉の環境づくり	（１）住みやすいまちづくり
		（２）防災・防犯の地域づくりの推進
		（３）要配慮者への支援の充実
		（４）地域に合った取組の推進
	Ⅳ　地域の福祉を支える仕組みづくり	（１）相談支援体制の強化
		（２）情報提供体制の整備
		（３）地域のニーズに応じたサービスの提供
		（４）セーフティーネットの整備
		（５）福祉ネットワークの充実

Ⅱ　地域福祉計画

第１章　共生の意識づくり

1　きずなを深める地域福祉の醸成

【現状と課題】

地域における支え合いの基盤となる住民同士のつながりは、生活様式の多様化や価値観の変化により希薄化が進んでいます。

本市では自治会加入率は83.3％と高い一方、地域活動への参加状況では31.8％が「参加していない」と回答しており、特に若年層では半数以上が未参加となっています。

また、困ったときに隣近所に求める支援では、「声かけ・見守り」が51.2％、「災害や急病時の対応」が49.4％と高く、日常的な関係性への期待はあるものの、地域で支え合う関係性の構築には至っていない状況がうかがえます。

近年の大規模自然災害等の発生時においては、行政サービスだけでは支援が行き届かないことが多く、地域での支え合いや、助け合いが重要になります。

日頃から地域の中で、声をかけたり、支援先を案内できるような、助け合いの精神を醸成し、すべての人が心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）の実践を心がけるとともに、地域との関わりを望まない層や、地域活動へ参加しづらい働き世代・若年層も増える中、多様な関わり方を認めながら、無理なくつながれる地域づくりが必要となっています。

市民が取り組むこと【自助】

○多様な価値観や立場を尊重し、支援が必要な人への理解を深めましょう。

○地域の課題を「我が事」として捉え、日頃からできる支え合い活動へ参加しましょう。

○困った時に相談できる・相談される関係づくりのために、日頃から必要な情報や制度を学びましょう。

○立ち直りを目指す人の更生、社会復帰への理解を深めましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○多様な価値観や立場を尊重し、支援が必要な人へ理解を深め、地域で支え合いましょう。

○地域の中で困った時に相談できる・相談される関係づくりを進めましょう。

○孤立しがちな高齢者や子育て世帯等への見守りや声かけ活動に努めましょう。

○犯罪をした者等の更生保護や社会復帰への理解を深め、立ち直ろうとする人に対し、何ができるかを考え、できることから始めましょう。

市が取り組むこと【公助】

〇福祉の理解を深める講座等を充実させます。

〇社会福祉協議会とともに運転ボランティア、あったかサポート、有償ボランティア等の支え合う意識を高めるための講座を開催します。

〇子どもの頃から人権感覚が身につくよう、学校における人権教育の充実を図ります。

〇犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生、社会復帰について、さまざまな媒体を用いて理解と協力を図るための啓発活動を行います。

2　多様な世代への福祉教育の充実

【現状と課題】

地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃から福祉教育や地域活動へ参加し、学びや体験を通して、福祉への理解を深めることが重要です。

地域福祉を支えるためには、多様性や支え合いに対する理解を深めることが重要ですが、世代間で地域との関わり方や情報取得手段に差がみられます。本市では若年層ほど地域活動への参加率が低く、福祉情報についても年代により取得方法が異なり、高齢層ではデジタル活用が低い傾向がみられます。

また、相談相手が家族や友人・知人に偏る傾向があり、地域や福祉制度への理解不足により、必要な支援につながりにくい可能性もあることから、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた福祉教育の充実を図っていくことが必要です。

合わせて、近年では少子化、核家族化などに伴い家庭内での世代間交流が難しくなっていることから、家庭、地域、学校が連携してさまざまな体験や世代間交流ができる環境を整備し、地域福祉について学ぶことができる機会を増やすことも重要となります。

市民が取り組むこと【自助】

〇一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。

〇地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して必要な情報や制度を学び、福祉の知識を身につけましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

〇地域での集まりやイベントなどに参加を促しましょう。

〇多世代交流や居場所づくりを進め、地域課題を共有しながら支え合える関係づくりに取り組みましょう。

〇コミュニティ・スクール制度などを活用しながら、学校運営に地域の意見を反映させましょう。

市が取り組むこと【公助】

〇各種講座や講演会などを開催し、市民・企業への福祉に対する正しい知識の普及と啓発に努めます。

〇学校での体験活動や生涯学習などの学ぶ機会の提供に取り組み、教育と福祉の連携強化を図ります。

〇コミュニティ・スクール制度などを通して地域や学校行事への市民の参加を呼びかけ、交流を深めます。

〇社会福祉協議会とともに小・中・高校生向けに福祉体験を実施し、学齢期において助け合いの精神が醸成される環境をつくります。

第２章　支え合い・助け合いの地域づくり

1　地域のつながりの強化

【現状と課題】

私たちを取り巻く社会環境は、急速な少子高齢化の進行、単身・核家族世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、家庭内の助け合いや地域の助け合いの機能が低下し、生活に課題を抱える住民の増加が懸念されています。

地域で安心して暮らし続けるためには、日常的なつながりや支え合いの関係づくりが重要ですが、地域活動への参加や住民同士の関係性には課題がみられます。

本市では、隣近所に求める支援として「声かけ・見守り」が51.2%、「災害や急病時の対応」が49.4%と高く、身近なつながりへの期待が大きい一方、16.7%は「何もしてほしくない」と回答しており、地域との関わり方が多様化しています。

また、若年層では地域活動への参加率が低く、日常的な接点の減少により孤立リスクも懸念されます。地域との距離感に配慮しながら、多様な形で、無理なく関われるつながりづくりが課題となっています。

多くの人が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけ、見守り、気づき、声をかけ合うことが大切です。今後も誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。

市民が取り組むこと【自助】

○地域の情報や福祉制度を学び、地域のことに関心を持ちましょう。

○性別や年齢などに関係なく、あいさつや声かけを積極的に行いましょう。

○地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○隣近所で困っていたら助け合いましょう。

○回覧板などをきっかけに、お互いに声をかけ、顔の見える関係性を築きましょう。

○誰もが参加しやすい活動や交流機会を増やし、地域のつながりを強化しましょう。

○サロン活動や子ども食堂など、様々な世代の人が参加できる居場所づくりを進めましょう。

市が取り組むこと【公助】

〇学校では、児童会・生徒会を中心にあいさつ運動を推進し、教職員、ＰＴＡによる子どもたちへのあいさつを積極的に行うことで、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進めます。

〇社会福祉協議会とともに地域での居場所づくりを支援します。

〇社会福祉協議会とともにサロン活動や子ども食堂などの居場所づくりを支援し、助け合いとしての地域づくりを目指します。

〇デジタル技術を活用する等、多くの世代が参加できるよう広報し、各事業において世代間の交流を積極的に進めます。

2　地域活動への主体的な参加の促進

【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者の増加や８０５０問題など地域の生活課題が複合化・複雑化するなかで、地域内における身近な見守りや助け合いの活動を推進するためには、住民同士の顔の見える関係づくりが重要となります。

地域福祉活動を持続可能なものとするためには、幅広い世代の参加が必要ですが、参加者の固定化や若年層の参加不足が課題となっています。

アンケート調査では、地域活動へ「参加していない」が31.8％であり、18～39歳では半数以上が未参加となっています。就労環境やライフスタイルの変化により、時間的制約や負担感から地域活動への参加が難しくなっているほか、活動内容が十分伝わっていないことも考えられます。

引き続き、住民へ地域活動の周知を行い、多様な住民が無理なく参加できる環境づくりと、参加意義を実感できる活動への参加を進め、地域で支え合う共生のまちを目指していくことが必要です。

また、関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一歩が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。

市民が取り組むこと【自助】

〇地域住民として地域の行事に参加しましょう。

〇地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

〇高齢者、障害のある人などに対する地域活動への参加を、積極的に呼びかけましょう。

〇地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にＰＲして、地域の理解を得られるよう努めましょう。

〇地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。

〇気軽に参加できる地域活動を考えましょう。

市が取り組むこと【公助】

〇各種講座を開催し、福祉活動の情報提供の充実に努めるとともに、講座開催時などにおいても積極的に情報を発信していきます。

〇若者や子育て世代に対して、学校や企業、子育て支援機関等と連携したボランティア体験や地域活動への参加機会を創出し、活動への入口を広げます。

〇地域活動団体に対して円滑な活動を支援し、担い手不足の解消や新たな資源の開発、活動の継続・活発化に努めます。

〇担い手の高齢化・固定化を緩和し、新しい参加者が来るような講座を検討します。

〇住民が主体的に地域活動へ参加できるよう、短時間参加型や単発参加型など、多様な参加形態を取り入れることを検討します。

3　地域で支え合うネットワークづくり

【現状と課題】

地域における課題はライフスタイルの多様化や社会情勢の変化により複雑化・複合化していることから、住民、行政などが相互につながり、地域で支え合うネットワークの構築が求められています。

アンケート調査では、相談先は「家族や友人・知人」が83.5％と高く、公的相談機関や地域資源の活用割合は高くありません。また、相談相手がいない人や相談しない人も一定数存在しており、制度や支援につながりにくい層への対応が必要です。

高齢化が進行する中で、認知症の人やひとり暮らしの高齢者などの安全を確保するため、見守り支援など、住民、地域団体、専門機関、行政が役割を共有しながら、地域全体で支え合うネットワークづくりの構築が求められています。

また、地域の支え合いの体制づくりを進める上で、自治会等の地縁団体と、ＮＰＯ法人やボランティアなどの市民活動団体との交流や連携の場づくりが必要です。

市民が取り組むこと【自助】

○ＮＰＯやボランティア団体の市民活動に関心を持ちましょう。

○ＳＮＳや地域情報アプリ等を活用し、地域活動や福祉に関する情報を積極的に収集しましょう。

○自分ができることからボランティア活動を始めましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にＰＲし、活動への参加を呼びかけましょう。

○地域内の市民活動団体の交流や連携を図りましょう。

○地域住民や関係団体が連携し、孤立しがちな高齢者や子育て世帯等への見守りや声かけ活動を推進しましょう。

市が取り組むこと【公助】

○企業や学校に、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

○市民活動団体の情報交換や交流機会の充実に努め、密に交流できる体制を整えます。

○住民や地域団体との協働を進め、生涯学習プログラムの見直しや、世代間交流を促進する取組を検討し、多様な主体が参画できる環境を整備します。

コラム６　身寄りのない高齢者等への支援 ― 家族だけに頼らない支援のあり方

単身世帯の増加や家族関係の変化などにより、身近に頼れる家族や親族がいない人や、家族がいても支援を受けることが難しい人が増えています。こうした人が高齢になったとき、日常生活だけでなく、入院や施設入所時の手続、金銭や財産の管理、亡くなった後の手続など、さまざまな場面で支援が必要となることがあります。

これまでは家族や親族が担うことを前提としてきたことも多くありますが、今後は「身寄りがないこと」によって必要な医療や福祉サービスを受けられないことがないよう、家族だけに頼らない支援の仕組みを考えていくことが重要です。

本人の意思や希望を尊重しながら、行政、医療・福祉関係者、社会福祉協議会、司法関係者、地域などが連携し、生活から将来への備えまで切れ目なく支える体制づくりが求められています。

4　専門的な活動のできる人材の確保

【現状と課題】

近年、急速な高齢化や雇用形態の多様化などが進み、８０５０問題やダブルケアなど地域の生活課題が多様化・複合化して、解決が難しい事例が増えていることから、専門的な活動ができる人材が求められていますが、活動人材の固定化や高齢化、担い手不足が進んでいます。

また、地域活動への参加率は若年層ほど低く、次世代の担い手確保が課題となっています。加えて、複合課題への対応や地域包括ケア、災害対応など、専門的知識を要する場面も増えており、従来の経験や善意だけでは支援が難しいケースもあることから、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に地域に関わることができる体制づくりが必要です。

地域福祉活動を持続可能なものとするためには、地域福祉活動の担い手の意識の向上を図るとともに、過度な負担とならないような活動内容の見直しや、新たな人材の確保に向けた支援や取組を進めていくことも重要です。

市民が取り組むこと【自助】

〇一人ひとりが知識や経験を活かして積極的に活動しましょう。

〇講座や研修で得た知識等を積極的に活動に活かしましょう。

〇必要な情報や制度を学び、専門性を高めましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

〇自治会やボランティア団体及び福祉サービスを提供する者は、研修などを実施して地域福祉に対する資質向上を図りましょう。

〇自治会やボランティア団体及び福祉サービスを提供する者は、専門職を受け入れやすい体制を整えましょう。

市が取り組むこと【公助】

〇研修の実施、講座の開催、情報提供等を通じて、地域福祉を担う人材の育成支援に努めます。

〇市職員に対し各種研修を実施し、更なる資質向上を図ります。

〇福祉分野におけるＩＣＴの活用を推進し、関係機関との情報共有や業務の効率化を図るとともに、民生委員・児童委員や福祉関係者の負担軽減につなげます。

〇民生委員・児童委員が一人で困難なケースを抱え込まないよう、多機関によるケース会議や相談体制を整備します。

〇民生委員・児童委員の役割や活動内容を整理し、過度な負担とならないよう、自治会やボランティア、地域福祉サポーターなどと役割を分担する活動体制を検討します。

〇活動の表彰・紹介を通じて、新たな担い手・人材の確保に努めます。

第３章　地域における福祉の環境づくり

1　住みやすいまちづくり

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一般的なマナーを守り、みんなで自分以外の人のことを考える思いやりを持つ「心のユニバーサルデザイン」を実施し、誰もが気持ちよく安心して生活できる環境をつくっていくことが大切です。

アンケート調査では、日常生活の不安として「健康のこと」が51.4％と最も高く、「移動手段（日常の外出や交通手段）」を不安として挙げる人もみられ、特に高齢者では移動や生活支援へのニーズが高まる傾向があります。

地域特性に応じた対応等、移動が困難な人のための支援策を充実させていくとともに、公共施設だけでなく、不特定多数の市民が利用する民間施設についても、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れていく必要があります。

市民が取り組むこと【自助】

○日常生活の中で、自分以外の人のことを考える思いやりを持ちましょう

○駐車・駐輪のルールを守りましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○困っている高齢者や障害のある人などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。

○道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら管理者に連絡しましょう。

市が取り組むこと【公助】

○道路の整備や段差の解消などのバリアフリー化や、防犯灯等の交通安全施設の設置を進めます。

○多言語化やピクトグラム等を検討し、誰にでも分かりやすい公共施設のユニバーサルデザイン化に努めるとともに、民間施設におけるユニバーサルデザイン化の啓発・促進を図ります。

○高齢者や障害のある人など移動に支援を必要とする人が安心して外出できるよう、福祉有償運送や移動支援事業の充実を図るとともに、地域の実情に応じた新たな移動手段の導入を検討します。

○地域公共交通計画と連携し、高齢者や障害のある人など誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの維持・充実を図り、日常生活に必要な移動手段の確保に努めます。

2　防災・防犯の地域づくりの推進

【現状と課題】

近年、高齢者を狙った詐欺や悪質商法、子どもや障害のある人に関わる事件なども発生しています。また、自然災害の激甚化や社会不安の高まりを背景に、防災・防犯への意識向上と地域ぐるみの備えが重要となっています。

アンケート調査では、日常生活の不安として「地震・台風等災害」が29.1％となっており、隣近所に求める支援でも「災害や急病時の対応」が49.4％と高い割合を占めています。また、地域活動では防災活動への参加率が30.8％にとどまっており、地域による支援力の差も懸念されます。

災害時に誰一人取り残さないためには、支援を必要とする人を平時から把握し、地域での避難・救助ができる体制を構築するとともに、市民の防災意識を高め、地域全体で支える体制づくりを進めることが必要です。

また、一人ひとりの住民が防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域住民同士の助け合いや、地域ぐるみで防犯体制を強化していく必要があります。

市民が取り組むこと【自助】

○自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。

○避難経路や地域内の危険な場所を確認するとともに、家庭内での家具の転倒防止やローリングストックをして、日ごろから災害に備えた準備を心がけましょう。

○家族や近隣住民と連絡方法や支援が必要な場合の対応を確認しておきましょう。

○日頃から必要な情報や制度を学び、災害に備えましょう。

○見守り活動への参加や、特殊詐欺や悪質商法の事例を学ぶなど、日頃から防犯意識を高めましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○自主防災組織、福祉施設、企業等で防災訓練をして災害に備えましょう。

○犯罪者が入り込みにくい、また犯罪をしにくい地域となるように防犯活動を進めましょう。

○子どもの登下校の見守りや、かけこみ１１０番の家に協力しましょう。

○平時から高齢者や障害のある人などの見守りを行い、災害時に備えた地域の避難・救助体制をつくりましょう。

市が取り組むこと【公助】

○自主防災組織、福祉施設、企業等に対し防災訓練の実施を呼びかけるとともに、福祉施設などと連携した訓練の実施について検討します。

○広報紙やホームページ等により、防災・防犯意識の啓発に努めます。

3　要配慮者への支援の充実

【現状と課題】

地域で支援を必要とする人は多様化しており、高齢者、障害のある人、生活困窮者、子育て世帯など、それぞれに応じた支援体制の整備が求められています。

また、制度の狭間にある課題や孤立の深刻化も懸念されており、本人視点に立った包括的支援体制の構築が課題となっています。

一方で近年の地震や異常気象などの自然災害による被害拡大が懸念される中、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

避難所などでの支援体制を充実させるためにも、日頃から地域での防災活動を周知し、より多くの地域住民に防災訓練などの参加を呼び掛けるとともに、普段から地域内における身近な見守りや助け合いの活動を推進して、支援が届きにくい人へのアプローチを充実させ、住民同士の顔の見える関係づくりを進め安心して暮らせる地域づくりが重要です。

また、それぞれのニーズに応じた支援を展開するとともに、多機関協働による包括的支援体制を構築し、地域で安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

市民が取り組むこと【自助】

○日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○要支援者へ防災訓練の参加を呼びかけましょう。

○避難が困難な人のために避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時に取るべき行動を確認しましょう。

○日常的な支援や災害時の救助方法について、関係団体と話し合いましょう。

○孤立しがちな高齢者や子育て世帯等への見守りや声かけ活動を推進しましょう。

市が取り組むこと【公助】

○避難行動要支援者名簿を、災害時における情報の伝達、安否確認及び避難支援に活用します。

○避難行動要支援者支援システムを活用し、平時においては自主防災会等の業務の簡略化を、災害時においては互助・共助による避難支援を迅速に行うことを目指します。

○要配慮者を含む多くの地域住民が訓練に参加できるよう呼びかけを強化します。

○多様なニーズに対応できるよう、計画的な備蓄品の充実に努めます。

4　地域に合った取組の推進

【現状と課題】

地域に合った取組を進めるためには、地域住民の声を聞き、実情を知ることが不可欠です。地域課題や住民ニーズは地区ごとに異なっており、一律的な施策だけでは十分な対応が難しくなっています。

アンケート調査でも、地区によって不安内容や相談先、情報取得方法に差がみられます。また、人口構成や生活環境、地域資源にも違いがあることから、それぞれの地域特性を踏まえた施策展開が求められます。

地域のことを客観的に把握できる統計データや、他の地域と比較した資料など、地域福祉活動に関連する情報を得たうえで、地域に密着した福祉サービスの提供や、地域独自の取組を支援しながら、地域ごとの実情に応じた柔軟な対応をすることが必要です。

市民が取り組むこと【自助】

○地域の話し合いの場に積極的に参加しましょう。

○回覧板などを通じて、自分の住む地区がどのような課題や特徴を持っているか関心をもちましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○地区懇談会などの地域住民の声を聞ける場を継続的に開催して、地域の生活課題を明らかにしましょう。

○市や社会福祉協議会と協働して、地域にあった取組を進めましょう。

市が取り組むこと【公助】

○地域住民や関係団体、企業等との連携・協働を進め、多様な主体が参加できる地域に合った取組を積極的に支援します。

○地域のより身近な場所で、市民が福祉活動を実施しやすいように、関係機関・団体との連携を図ります。

○地域の住民同士が関係機関や専門機関と連携し、課題の抽出や解決ができる体制を整えます。

第４章　地域の福祉を支える仕組みづくり

1　相談支援体制の強化

【現状と課題】

生活課題の複雑化・複合化が進む中、支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなぐ相談支援体制の充実が求められています。

アンケート調査では、悩みや不安の相談相手として「家族や友人・知人」が多く、公的相談窓口や専門機関への相談割合は比較的低い状況です。また、「相談したい人がいない」「相談はしない」と回答する人も一定数存在しており、支援につながりにくい層への対応も必要です。

今後も多様化・複合化している地域の福祉ニーズや生活課題、制度の狭間にある問題に対応できるよう、関係機関の相互のネットワークを強化するとともに、潜在的な課題などに対応できるアウトリーチ体制や、支援状況を把握した継続的支援や包括的かつ伴走型の相談支援ができる体制の整備が必要です。

市民が取り組むこと【自助】

○問題を家族・個人だけで抱えこまず、行政や専門機関に相談しましょう。

○地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○困りごとを抱えている人に声をかけましょう。

○支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。

市が取り組むこと【公助】

○民生委員・児童委員等と協力して、各種相談事業について一層の周知を図り、気軽に相談できる体制をつくります。

○複雑化・複合化している相談内容に対応するため、専門的な相談にも適切なアドバイスができるように、事例検討を通じた困難事例の共有、研修会への参加などにより、相談員の資質向上に努めます。

○関係機関等と連携を密に図り、アウトリーチや相談から支援まで切れ目なく対応できる体制を構築します。

○様々な福祉課題に対応するため、市役所や社会福祉協議会の窓口での情報提供体制を一層強化し、関係機関が連携した包括的な相談支援体制の構築を進めます。

○窓口対応や電話、メールなどを通じた様々な相談に対し、関連部署との連携を強化し、ワンストップで対応できる相談支援体制の構築を推進します。

コラム７　「アウトリーチ」と「伴走型支援」 ― 待つ支援から、つながる支援へ

福祉の相談窓口があっても、困りごとを抱えているすべての人が自ら相談に来られるとは限りません。どこに相談したらよいか分からない、困っていることをうまく説明できない、支援を受けることに抵抗があるなど、さまざまな理由から支援につながりにくい人もいます。

こうした人に対して、支援する側から訪問したり、地域の関係者と連携したりしながら、本人とのつながりをつくっていく取組を「アウトリーチ」といいます。

また、抱えている課題をすぐに解決することだけを目的とせず、本人との関係を保ちながら継続的に寄り添っていく考え方が「伴走型支援」です。相談を「待つ」だけではなく、必要な人と「つながり」、その人の状況や希望に合わせて「つながり続ける」ことが、これからの地域福祉では重要になっています。

2　情報提供体制の整備

【現状と課題】

必要な支援制度や相談窓口があっても、情報が届かなければ支援につなげることはできません。

アンケート調査によると、福祉情報の入手先として「市の広報紙・チラシ」が73.3%と高い一方、「どこで入手すればよいかわからない」が8.3%存在しています。また、高齢者ではホームページやSNS利用が低く、若年層では情報取得手段が多様化していることから、情報格差への対応が必要です。

必要な情報が全ての市民に行き届くよう、高齢者や障害のある人等に配慮した情報提供の充実を図る必要があります。

市民が取り組むこと【自助】

○広報紙や回覧板、インターネットやSNSなど様々な媒体から情報を得るようにしましょう。

○地域活動や福祉に関する情報を積極的に収集し、必要な情報や制度を学びましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

〇福祉サービスを必要とする人に対して、民生委員・児童委員等と協力して情報を提供しましょう。

〇地域の施設や団体等も、情報を積極的に発信しましょう。

市が取り組むこと【公助】

〇市民活動の内容等について、広報紙、ホームページなどの定期的な情報更新・内容の見直しを行い、様々な手段で分かりやすく情報提供するとともに、ワンストップでの情報提供体制の構築を検討します。

〇支援の必要な人に配慮した情報提供に努めます。

〇障害の有無や国籍などの属性にかかわらず、すべての人が必要な情報にアクセスできる体制の整備に努めます。

〇地域団体や相談機関とも連携し、身近な場所で情報を届ける仕組みを整備します。

〇さまざまな媒体を通じて悪質な訪問販売などへの注意を呼びかけ、消費生活センターの周知を行い、被害の防止に努めます。

3　地域のニーズに応じたサービスの提供

【現状と課題】

高齢者や障害のある人、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題・ニーズは多岐にわたっていることから、従来型の制度やサービスのみでは十分に対応できない課題が増えています。そのため、住み慣れた地域で安心して生活していくために、各種サービスの充実が求められています。

アンケート調査によると、毎日の暮らしの中で抱えている不安については、年代や生活状況により課題が異なっており、高齢層では移動支援や介護関連のニーズが高まる一方、子育て世代では教育や経済的不安がみられます。

また、市の取り組むべき施策や事業について充実して欲しいものは、前回調査時と同様に「高齢者や障害者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が最も高くなっています。

今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう、さらに福祉サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、住民ニーズを適切に把握し、地域特性を踏まえた柔軟かつきめ細かなサービスの提供が必要です。

市民が取り組むこと【自助】

○ひとり暮らし高齢者などの小さな変化にも気を配れるようになりましょう。

○市やサービス提供事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○隣近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。

○福祉施設などサービス提供事業者は、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。

市が取り組むこと【公助】

○多様化する市民のニーズを的確に把握し、適切なサービスの提供に努めるとともに、評価・検証を通じてサービスの質の向上を図ります。

○地域特性に応じた取組を進めるため、地域分析や住民意見の把握を継続的に実施し、地域の実情、生活課題を把握する体制づくりに努めます。

○施設の状況や利用実態に応じた計画的な整備を進めます。

4　セーフティーネットの整備

【現状と課題】

生活困窮者、ひとり親、高齢者や障害者世帯など、支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない生活課題を抱える人も増えてきています。

アンケート調査によると、毎日の暮らしの中で抱えている不安では、４割強の人が「経済的なこと」を不安に感じており、相談先を持たない人も一定数存在しています。

８０５０問題やひきこもり等の表面化しにくい課題を有する世帯等への支援のため、アウトリーチの推進、自立相談支援や住宅確保給付金等の生活困窮者自立支援制度の利用促進を図り、関係機関等と連携を更に強化していく必要があります。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが必要です。

さらに、支援制度を知らない、相談できない、制度利用につながらないなど、支援からこぼれ落ちる人への対応も必要なことから、地域全体で支えるセーフティーネットの構築も重要です。

市民が取り組むこと【自助】

○成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その内容や利用方法などに理解を深めましょう。

○悪質な訪問販売などにだまされないように、冷静に対応し、窓口に相談しましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○声かけ、見守り活動により、支援が必要な人の変化を早期に発見しましょう。

○高齢者や障害のある人を地域で支援しましょう。

○地域団体や関係機関が連携し、支え合い活動を継続できる体制づくりを進めましょう。

○虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、行政や関係機関に相談しましょう。

○自殺に対する理解を深め、悩んでいる人に気づき、寄り添いましょう。

市が取り組むこと【公助】

〇個人情報の保護に配慮しつつ、支援が必要な人の早期の把握や利用支援に努めます。

〇社会福祉協議会とともに成年後見制度や日常生活自立支援事業について、利用が必要である人に対し、その趣旨や利用方法などを説明し利用を支援します。

〇御殿場市再犯防止推進計画に基づき、支援を必要としている人に対し、確実に支援につなげられるように努めます。

〇アウトリーチによる訪問支援や見守り活動を推進することにより、支援につながりにくい人を早期に把握し、相談支援へつながる仕組みの構築を検討します。

〇ゲートキーパー養成研修を実施し、自殺予防に対する知識や変化に気づくことができる人材を増やしていきます。

コラム８　「権利擁護」と「意思決定支援」 ― 自分のことを自分で決めるために

誰もが、自分の暮らし方やこれからの生活について、自分の意思で選び、決める権利を持っています。しかし、認知症や障害などにより、自分の考えを伝えたり、契約や財産管理を行ったりすることが難しくなる場合があります。

「権利擁護」とは、そのような場合でも、一人ひとりの尊厳や権利を守り、その人らしい生活を続けられるよう支援することです。成年後見制度の利用支援だけでなく、虐待や消費者被害の防止なども含まれます。

また、「意思決定支援」では、本人に代わって周囲が決めるのではなく、分かりやすく情報を伝えたり、本人の言葉や表情、これまでの生活などから意思をくみ取ったりしながら、本人自身が選択・決定できるよう支援します。「本人のことを、本人抜きで決めない」という視点は、これからの地域福祉において大切な考え方です。

5　福祉ネットワークの充実

【現状と課題】

地域福祉の課題は複雑で、多岐に渡ることから、本市では複合的な課題に対応するため福祉に関する総合的な案内窓口を開設し、様々な施策を効率的・効果的かつ総合的に推進してきました。

アンケート調査によると、相談先が家族・知人中心となっており、地域資源や支援機関の活用が十分とはいえない状況にあります。

庁内の関係各課が連携強化を図り、地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談の場の整備、相談支援の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を整備していく必要があります。

市民が取り組むこと【自助】

○変化や問題を発見したら、小さなことでも関係機関に連絡・相談しましょう。

○日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。

地域全体で取り組むこと【互助・共助】

○地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識し、ネットワークの充実を図りましょう。

市が取り組むこと【公助】

○問題発生の予防や早期解決のため、日頃から関係機関との連携強化に努めます。

○福祉施設、各種相談機関、民生委員・児童委員、学校、医療機関、交番等の地域の様々な関係機関や団体との連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。

○発達支援システムに基づき、心理・発達センターを中心にライフステージごとの支援に努めます。

第５章　再犯防止推進計画

1　趣旨

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号　以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すること、国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

これを受け本市では、「第１次御殿場市再犯防止推進計画」を令和３年３月に策定しました。

犯罪をした者等の中には、高齢である、障害があるなど福祉的な支援が必要な者や、刑事司法手続き後においても適当な住居や就労が確保できない者などがおり、地域において社会復帰を果たす上での環境をいかに整備するかということが重要です。

犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰・再出発ができ、誰もが安全・安心して暮らすことができる社会の実現に向け、本章を再犯防止推進法第８条に基づく「再犯防止推進計画」として、福祉の総合的な計画となる「第５次御殿場市地域福祉計画」と一体的に策定します。

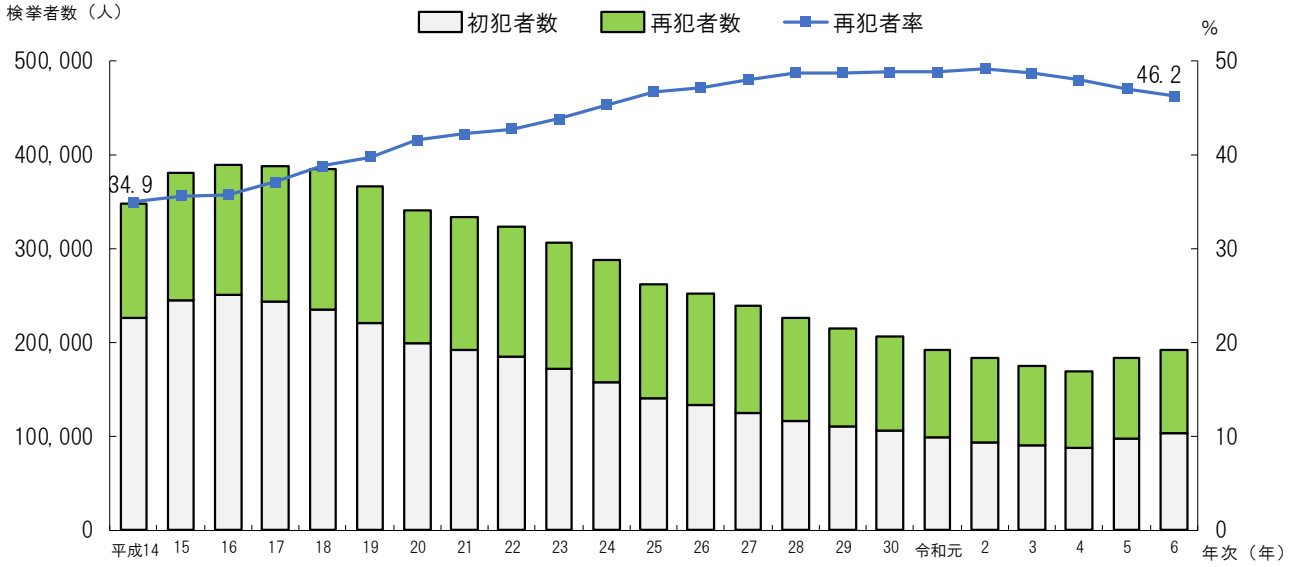
※犯罪をした者等・・再犯防止推進法第２条第１項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」をいう。

2 現状

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成18年（14万9,164人）をピークとして令和４年まで連続して減少しましたが、令和５年から増加に転じ、令和６年は８万8,697人でした。初犯者数は、平成16年（25万30人）をピークとして令和４年まで連続して減少しましたが、令和５年から増加に転じ、令和６年は10万3,129人でした。

刑法犯再犯者率は、再犯者数が減少に転じた後も、初犯者数がそれを上回るペースで減少し続けたこともあり、再犯者率は平成９年度以降上昇傾向にありましたが、令和３年からは減少に転じ、令和６年は46.2％となっています。

全国の刑法犯検挙者数（少年を含む）と再犯者率



（出典：令和７年版再犯防止推進白書）

※刑法犯・・刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪

※刑法犯再犯者・・刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※刑法犯再犯者率・・刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう

3　基本方針

国の再犯防止推進計画などを勘案し、以下の項目を基本方針として取組を進めます。

【基本方針１　広報・啓発活動の推進】

市の取組	内容	担当課
「社会を明るくする運動」の推進	・更生保護についての理解を深め、犯罪・非行のない地域社会づくりのために「社会を明るくする運動」啓発活動を推進します。 ・「社会を明るくする運動」などを通じて、規制薬物乱用の危険性・有毒性の周知、薬物乱用の未然防止のための普及活動を行います。	社会福祉課

※社会を明るくする運動：犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において
力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動。

【基本方針２　関係団体との連携強化及び行政サービス利用の促進】

市の取組	内容	担当課
相談支援体制の強化	・自立が困難な、犯罪をした者等が速やかに福祉サービス等を利用できるよう、保護観察所、静岡県地域生活定着支援センター、自立支援協議会等関係機関と連携し、相談支援を行います。	社会福祉課
	・子どもから高齢者まで、保健医療サービスが必要な人からの多様な相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援が受けられるように努めます。	健康推進課
	・介護・福祉・医療に関する様々な相談に対応している地域包括支援センターと連携し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう努めます。	長寿福祉課
関係団体との連携強化	・犯罪や非行をした人の更生と社会復帰を地域で支える保護司会と連携し、地域福祉を推進していきます。 ・保護司制度の周知を行い、保護司の人材確保及び活動への協力に努めます。	社会福祉課

【基本方針３　非行の防止と修学支援】

市の取組	内容	担当課
小・中学校における取組	・様々な問題や悩みを抱える児童・生徒に対して定期的に教育相談や生活アンケートを実施し、児童・生徒の実態把握に努めます。 ・相談の総合的窓口として、学校教育相談員を各中学校区に配置します。 ・問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、必要に応じスクールソーシャルワーカーを派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。 ・学校保健安全委員会、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等と連携し、児童や生徒に対する薬物乱用防止に関する教育に取り組みます。	学校教育課
相談窓口の周知	・社会の複雑化に伴い、学校生活や家庭などに多様な悩みや困りごとを抱える子ども、若者、その家族からの相談に専門相談員が応じる「はればれダイヤル」の周知を行います。	社会教育課
	・家庭や子どもの問題について相談できる家庭児童相談室の周知を図ります。 ・御殿場市民交流センターふじざくら内にある子ども家庭センター（子ども家庭総合支援拠点）の周知を図ります。	子育て支援課

※スクールカウンセラー・・学校現場において、児童・生徒、その保護者に対して心のケアやサポートを行う社会福祉の専門家。

※スクールソーシャルワーカー・・日常生活の悩み、いじめや不登校など、児童・生徒が抱える様々な問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る社会福祉の専門家。

※薬物乱用防止指導員・・知事の委嘱を受け、薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティア。

【基本方針４　就労・住居を確保するための取組の推進】

市の取組	内容	担当課
就労に向けた相談・支援	・生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、就労、住居、その他の自立に関する相談支援を行います。	社会福祉課
協力雇用主についての周知	・保護観察所やハローワーク、保護司と密接に連携し、犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。	社会福祉課
住居確保への相談・支援	・住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。 ・居住支援事業を利用し、生活の拠点を確保し、自立に向けた各種支援を行います。 ・市営住宅や住宅確保要配慮者に対する居住支援などについて、関係各課と連携して情報提供を行います。	社会福祉課

※生活困窮者自立支援事業・・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある者に対し、生活や就労等の幅広い相談支援を行い、自立の促進を図る事業。

※住居確保給付金・・離職などの理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住宅を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金。

※居住支援事業・・一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所、食事の提供を行うとともに、生活の自立に向けた就労支援等を行う事業。

第６章　計画の推進体制

本市では、福祉、健康、教育、防災などの幅広い分野にわたりこの計画を推進し、本市の地域特性に応じた地域共生社会の実現を目指します。

1　市民・関係団体等と連携した推進

市民自らが家庭や地域などあらゆる場面において地域共生社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報への掲載、リーフレットの配布、講演会の開催等による啓発を推進します。

地域活動を担う市民の多くは企業・事業所に属しており、地域福祉を推進していくためには、企業・事業所の理解が必要なことから、取組に関する体制づくりを検討します。

2　社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉計画は、御殿場市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体として策定し、地域福祉の推進の両輪となるものです。本市の地域福祉を推進する中心的な組織として、相互に連携強化を図り、取組を進めます。

3　庁内の推進体制

計画推進の中心となる担当部局の意識向上に努めるとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策の推進を図ります。

計画に位置づけられる取組については、担当部局による計画事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進行管理を実現します。

4　計画の評価・検証

計画に位置づけられる取組については、担当部局による定期的な評価・検証を行います。

評価・検証は「ＰＤＣＡサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを繰り返していきます。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

